

警察監獄學雜誌

第三卷 第四號
目 録

- 論說
●警察ノ範圍及其分類ヲ論ス
法學士 岡喜七郎
●國庫支辨ノ監獄費ト地方稅支辨ニ係ル監獄費ノ比較ニ就テ
法學士 孫々生
●普氏市警察論ヲ讀ム(承前)
法學士 石田氏幹
●典獄の任用に就て
征村 隱士
●監獄費國庫支辨に就て(承前)
法學士 天花生
●豫戒令詳解前置
法學士 岡喜七郎
●統計
明治二十四年十一月中全國在監人現在表
●問答
●消防費に關する前内務省備ヘン氏との問答
●囚人懲治人賞與ノ場合ニ關スル疑議
廣陵 獄務居士
●新聞紙雜誌其の出版物の納本に於て命令取消の急訴●居留地外に於て外國人埋葬●外國人の火葬●巡査看守召募免除の具狀●規則の執行に寛嚴あるべからず●非常召集の演習●火藥賣買高報告の期限●囚徒逃走模範運動會●看守點檢法に就ての疑點●餘罪發覺囚の處遇●食糧の増減●在監人の點檢●房內へ書翰の差入●製造品の賣價●賞金授與式等に於ける在監人の席次●鳥取縣典獄長送中傳染病に罹リし鳥取縣典獄長を上官と見做すの件●各署本會報告摘要
●法令註解
●警察禮式註解(承前)
●巡査採用規則註解(承前)
●寄書
●監獄ノ經濟ヲ問フ
吳文聰
●刑事被告人ノ制裁ニ就テ
東京 鴨水生
●雜錄
明治廿四年中ノ監獄記事
●豫戒令の先證
●外國法令
●英國爆發物取締法(承前)
●附錄
●法律原論(承前)
英國ウィリアム・マイケル 原著
法學士 永井久滿次校閱
大久保健吉反譯
●挿書
●孝子甚助國司より賞狀拜受の圖
●並逸事

警 察 監 獄 學 會 發 兌

○會告

●本誌次號ニハ曾テ豫告セシ附録法律原論ヲ綴リ込ムヘキ假表紙一葉宛ヲ添付スヘシ

●本會出版ニ係ル變死傷無冤錄述再版

ハ續々申込有之今ハ纔カノ殘本ヲ存スルノミ有志諸君ハ此際至急申込アラシ

トヲ冀望ス

○注意

●本誌は本年一月より毎月二回發兌の規定を實行し、本號は即ち二月分後回の發行に候處購讀者中單に一號分(即ち金六錢)のみの代金を拂込され候向不慚或は二回發兌の旨意未だ充分徹底せざるやに被存候に付爲念茲に廣告す尙ほ雜誌代金は少くとも一ヶ月分(即ち金拾二錢)丈御拂込有之度會計整理の都合も有之此段併せて廣告す

警察監獄學會
主任 磯村兌貞

●豫約出版廣告

內務省警保局長監獄評議委員長小松原英太郎君序文
內務省參事官兼法制局參事官文學士都筑馨六君序文
內務省參事官監獄評議委員文學士久米金彌君序文
內務省警保局監獄課長小河滋次郎君著

看守 獄務提要

○豫約法

- 製本 本文上等舶來紙 表紙クローム金字入 一部金五拾錢
- 定價 一部金三拾五錢
- 豫約減價 一部前金四錢
- 運送費 一部前金四錢

○特別割引

貳拾部以上 運送費一部金二拾二錢
五拾部以上 運送費一部金四錢
一百部以上 運送費一部金八錢
運送費本部支辨
上記ノ割引ハ官署、典獄、書記、看守長本會會費取總主任ノ諸君ヨリ一經ノ申込ノ分ニ限ルヘシ

警察監獄學會

完

二拾部以下ハ申込ノ際前金ヲ要ス
十五日迄ニ於テ二回ニ割賦拂込マル
ハモ都テ定價ヲ但月賦金送付遲延スル
ハ郵便又ハ銀行爲換トシテ本部宛
送付セラルヘシ
宮城縣管内豫約員ニ限リ仙臺市大町
書林木村文助向ケ金セラレタシ
本年三月十五日限本部向ケ申込
勿リ本年三月十五日限後ハ定價ニ復スル
以テ期限若クハ回數ノ限内ニ豫約部數
ヲ超過スルハ中止得謝絶スルヲ在
本年二月十五日ヨリ申込ノ順序ハ
郵便、流車、流船便、内冊數及土地
便否ヲ圖リ極メテ速達ヲ期スヘシ

出版部

本書は著者が多年研究し得られたる監獄學上の識驗を以て獄務殊に戒護事務に適切なる諸般、緊要の事項を纂輯し、彼の獨逸聯邦諸國の監獄に於て監署より各看守に給與しある所の「看守必携」と題する教科用書の體裁に倣ひ、秩序的且つ應用的に論述せられたるものにして一讀以て獄務の梗概を知り再誦以て執務の要領を悟り數回之を誦讀研究するに於ては大に以て監獄學の知識を養成するを得へし。本書は分つて九章となす即ち第一章に於ては緒言を述べ第二章に於ては看守の服膺すべき一般義務の要領を述べ第三章に於ては看守の職務に必要な資格即ち性格性質技能知識等の狀況を述べ第四章に於ては戒護事務の要領と題し門衛看守として、夜勤看守として、日勤看守として將た一般の戒護官吏として如何に其戒護事務を執行すべきか又は戒護の要は何ににあるか如何せば能く適實に之を執行し得らるべきや等の諸點に就き一々事の實際に據つて之を詳述し第五章に於ては特に、監獄に於て運動、教誨及び學業を施行する所以の趣旨を論し之に處する看守職務上の心得方を細説し第六章に於ては更に進んで監獄作業の主義目的を痛論し且つ此場合に對する看守職務上の要訣を辨明し第七章に於ては看守が監獄官吏として四人に接する所の方法即ち四人處遇法の秘訣を詳解し第八章に於ては特に獨居拘禁の四人に對する處遇の方法を述べ、上官及び同僚に對し看守の服膺すべき諸般緊要の事項は最も詳密に且つ適切に第九章を以て之を結論せり。

本書題註して「看守必携」と謂ふと雖も強ち看守のみを目的として之を編述せられたる者に非ず所謂、看守と稱する内には看守以下之吏員をも包括しあるものなりとす。這は既に著者も本書中に明言せられたる所なるを以て看守諸君が本書を必要とせらるゝか如く女監取締、押丁、授業手等の諸君に於ても大に本書の必要を感ぜらるゝ所なるを信す。否、獨り看守及び其以下の吏員諸君のみならず、又他の上等司獄官吏諸君に至るまでも一般に本書に據つて大に參考に資せらるゝ所多かるべきを信す。何んとなれば先づ其下僚の職務を熟知するに非ざれば上官たる威信を保ち職務を行ふこと能はざるべきを以てなり。是れ即ち本書の題名を單に看守必携と謂はすして汎く獄務提要と命名せられたる所以なる歟。概要前記する所の如きものなるか故に各地方看守教習所等の教科用書として之を採用せられ且つ尙くも監獄官吏殊に看守として獄務に従事せらるゝの諸君は必らず一本を備へて之を研究せられんことを希望す。

孝子甚助國司より賞狀を
拜する圖並賞狀

備中淺口郡大島柴木
村內抱分田方三反畠
方三反都合六反依感
有孝悌之行永代與之
素より僻地之民雖不
知有孝悌之教誠に天
質之靈妙哉郡中皆至
稱其美是亦天之靈也
故以天錄賞之者也

光政判

承應三年十一月十三日

柴木村

甚助



○孝子甚助の逸事並に國司光政公より固人に賜はる賞狀

備中の國淺口郡柴木村の百姓子三人に田地を三ツにわけて譲りしに兄二人は耕作怠りかちにして年々貢未進せしかど弟の甚助は形のごとく精出せし故未進などもなくて母もこれが方にて快よく養ひ嫁か孝行なる事又類ひなかりし或時二人の兄か云く親ながら依怙あり汝にはよき田地をゆづり我々にはあしき所をあたへしゆへ例も未進となれり汝の所領とかへどらんとあれは誠に仰のごとくにて常々笑止におもひしまへ成程左様にめさるべしといへはいやたどひ汝が異儀あるともどらでは置べきかどて押て取替しかども少しもうらひる心なくかのあしき田を作りて尙未進する事もなかりし兄は次第に未進まさりて庄屋よりどがめにあひしを甚助なげきて詫言しをひものなど漸くに憤ひやりしを庄屋も不便の事におもひ兄共をゆるしけり或る年の秋霖雨して洪水あり田地多く流れて村々大きになげく處に甚助か所分はすこしもいたむ事もなく穗なみいつもよりも能く立しかは代宮中村平兵衛見分ありてこれ只事にあらずとて國司へ訴へ玉ひしに目付吟味のうへにて誠にいみじき事なり急き甚助をよびよせよとありしに其夜甚助がゆめに出家四五人月を拜み居られし其のうしろに袴付たる人あまたをはして響應の体にもへし翌朝母にも近きものにもかゝるゆめ見侍りと語りあへる處へ岡山郡の奉行よりいそぎ來れどありしかはやかて出行しに母もいふかしくおもいあどより兄を見舞に遣しける其日は國司精進日にて國生寺の僧四五人來れるにめづらかに孝心のものあり見たまへとて殿にも上下を着したまひ家老のめん／＼も列座し末の間へ甚助をよばせたまふ前夜のゆめにすこしも違はず扱汝いやしき身として年來母兄に孝悌を盡せし事まことに天の冥助に相かなへり御褒美としてながく田畑をたまはりし賞狀は上に掲ぐるが如し夫れかくのごとき廣大の御恩賞を拜せしかど只忝なしとばかりいひてさのみ常の氣しきにかはる事なし折紙をきたなき袋に入れしを郡奉行見たまいて箱をさへせとらせんとて一日留おかれし又横目山田市郎右衛門に仰せつけ母か様子をみせたもふに年は八旬といへども甚だわかく見へし孝子をもてば何事も心にかゝる事なければいかなる大名高家をもうら山しくはおもひ侍らずと母がいひしもまことにさる事にて侍りし(新著聞集)

はおもひ侍らずと母がいひしをまことにさる事にて侍りし(新著聞集)

警察監獄學會雜誌第二卷第四號

論 說

●警察ノ範圍及其分類ヲ論ズ

法學士 岡 喜七郎

余輩ハ我現行警察ノ組織ニ於テ警察ノ範圍ニ關シ明ラカニ其限界ヲ指示スルノ頗フル難事ナルヲ覺ルモノナリ何ントナレバ我現行法ニ於テハ種々ナル警察法則ト官制トニ依リテノミ警察法ノ大要ヲ測知スルヲ得ルニ止マリテ別ニ警察法典ノ如キモノ、編纂モナク恰モ警察トハ既ニ明了ナル一定ノ事項ヲ指ス如キ觀念ヲ養成シ居レバナリ

公共ノ安寧秩序ヲ維持シ公衆若クハ一個人ノ危害ヲ避ケンガ爲ニ必要ナル官府ヲ警察ノ職ト云フトハ普魯士普通州法ニ規定セルモノニシテ蓋シ普國行政法ニ於ケル警察ナル範圍ヲ明ラカニセルモノナリト信ズルナリ我國ノ警察ノ範圍ヲ窺フモノモ亦我立法ノ主義ハ茲ニ出ヅルモノナリト説明セルモノアレハ余輩ハ果シテ其

ノ然ルヤ否ヤヲ知ラズ然レモ我國多數ノ學者皆其目的ヨリ警察ノ範圍ヲ窺フヲ見
レバ恐ラクハ我警察モ亦彼ノ或公法學者ノ唱道セル目的主義ニ則トルモノナラン
カ

ロバート氏ハ警察トハ内部行政ノ全體ヲ指示シ社會ノ幸福ヲ維持スル者ナリト謂
ヒ經濟學者ゾーデン氏ハ警察トハ内部行政ノ一部ニシテ社會ノ利益ヲ進メ害惡ヲ
避クルモノナリト説キ又彼ノ有名ナルスタイン氏ハ警察トハ一個人ノ安寧ヲ護ル
所ノ政府ノ行爲ニシテ専ラ危害ヲ防グコトナリト論斷セリ然レモ若シ其目的ヲ以
テ範圍ヲ定ムルノ標準トナセバ行政ノ全体ハ皆警察ナリト云ハザルベカラズ此ヲ
以テカ警察ノ範圍ヲ指示スルノ必要ヲ生ズ

警察ナル文字ニ嚴格ナル定義ヲ試ムレバ警察トハ法律ノ欲スル社會一定ノ秩序ヲ
喚起スルガ爲ニ直接ニ一個人ノ自由ヲ制限スルモノナリ茲ヲ以テ學理上ヨリ警察
ノ範圍ヲ論ゼハ強制ノ手續ヲ以テ社會幸福ノ目的ヲ達スル場合ニ於テ等シク行政
ノ範圍ナレモ警察ト稱スルモノアリト云ハザルベカラズ換言シテ權力ヲ應用シ強
制スル行政手續ノ一種トシテ警察ナルモノアリトハ方今公法家多數ノ唱道スル所

ニシテ警察ノ範圍ハ即チ強制ノ手續キテ以テ直接ニ一個人ノ自由ヲ制限シ社會ノ
安寧ヲ維持スルノ目的ヲ達スルノ府ヲ云フトイヘバ即チ尤モ穩當ナルモノト信ス
ルナリ

以上略論セル警察ノ範圍ニ關スル余輩ノ見解ヲ以テスルモハ警察ノ分類ニ關シテ
大ニ世人ノ誤謬ニ陷ルノ多キヲ發見スルヲ得ベシト信スルナリ

第一ニ彼ノ警察ヲ司ドル主体ニ因リテ國家警察及ヒ地方警察ノ分類ト爲ストイヘ
モ其所謂地方警察ナルモノハ市町村制ノ行ハル、自治体ニ於ケル警察ト云フ事ニ
シテ法律上此外ニ中央及ヒ地方警察ノ分類アルベキノ謂レナキト信スルナリ然
ルニ或ハ地方警察トハ一地方ニ限レル利害ニ關シテ行ナハル、警察ナリトカ地方
官ノ職權ニ因リ發スル警察令ノ或者ヲ目シテ云フモノナリトカ或ハ國家警察ハ國
家ノ利害ニ干スル警察ナリトカ論ズルモノアリト雖モ是ハ之レ文字ニ拘泥スル誤
見ナラント信スルナリ何ントナレバ其利害ノ全體ニ及ボスカ或ハ局部ニ屬スルカ
ノ區別ハ頗ル至難ノ事ニシテ立法者ト雖モ恐ラクハ法理ノ判斷ヲ下スノ標準トシ
テ國家ト地方トノ區分ヲ爲シ得サルベシ況ンヤ法ヲ執行スルモノニ於テナヤ此故

ニ若シ國家警察中央警察ノ區分ヲナセバ警察權ヲ行フノ府ニ因リ地方警察トハ地方自治機關ノ自治ノ範圍ニ屬スル警察ニシテ其所謂國家行政權ノ職權ニ屬スルモノヲ國家警察ト云ハザルヘカラス我市町村制及ヒ訴願法ニ用ユル警察ハ此意味ニ解釋スルヲ以テ至當ト信スルナリ然ラサレバ余輩ノ見解ヲ以テスルキハ中央及地方ノ分類ハナシ能ハザルナリ然レモ中央行政ト地方行政ノ區分トノ結果ヨリシテ同一ノ官府ニシテ中央及地方警察ヲ行ナフ場合ノ存スルコアルハ此ニ詳論セザレモ讀者ノ注意ヲ要スルコナリ

又第二ニ警察ヲ警察權ノ行ナハル、事項ニツキ火災警察盜難警察水利警察等トナスガ如キ分類ヲ爲スト雖モ凡テ警察ノ行ナハル、事項ヲ指スハ行政法ノ全體ニ付テ云フヘクシテ警察法ノ部類ニ於テ盡ク之ヲ論スルコトヲ得サルモノナリ若シカ、ル事項ニツキテ強テ之レカ分類ヲナセハ社會ノ幸福ヲ増シ若クハ經濟上ノ行政ニツキテモ警察權ノ行ナハル、場合例セハ貧人ヲ救助スル爲メトカ交通ヲ便ナラシムル爲メトカ營業ノ爲メ等ニツキテモ警察アルカ故ニ盡ク之ヲ分類セハ警察法ハ恐ク行政法ナリト云フテ説明セサルヘカラス夫レ然リ然レハ即チ警察ハ一ツノ目的ニ非スシテ行政權ヲ行フ一種ノ手續ナリト論スルノ益至當ナルヲ確信スルコトヲ得ルモノナリ此故ニカ、ル分類ハ余輩ノ見解ヲ以テセハ警察ノ本質ヲ誤マルモノト云ハント欲ス

第三ニ警察ヲ高等警察普通警察トニ區分セルガ高等警察トハ公共ノ安寧ヲ維持シ普通警察トハ直接ニ一個人ノ安寧ヲ保持スルヲ以テ此ノ分類ノ存スルモノト信スルニ高等警察ハ政治ノ警察ナリ一國ノ政略ヲ伴ナフテ行フノ警察ナリト云フモノアレモ是ハ正當ナル見解ニ非サルモノト信ズルナリ而シテ此分類ニ付テ尤モ注意ヲ要スルハ余輩ハ前段ニ於テ警察ハ權力ノ適用ナリト論ゼシト雖モ尋常警察ニ於テハ防禦ノ爲ニスル外、權力ヲ適用セザルヲ以テ原則トナスコトナリ此故ニ警察命令ニ從ハサルモノアルキハ裁判手續キニヨルカ又ハ警察官ノ行フ即決裁判ニテ之ニ制裁ヲ加フルコトヲ得ルモノナリ換言セバ只法律ノ許ス範圍内ニ於テ防禦ノ爲メカ若クハ直接ニ警察令ノ執行ヲナス爲メニ之ヲ行フ場合ノ外ハ命令權ト制裁權ノ區別ヲ存スルモノナリ又通常尋常警察ノコト治安警察ト云フモノモアレモ治安警察ト云フ時ハ直接ニ一個人ノ自由ヲ制限シテ公共ノ秩序ヲ保持スル爲ニ行ナフ行

政處分ヲ云フモノニシテ高等警察モ亦之レト同一ノ目的ヲ有スルモノナルヲ以テ別ニ治安警察ナルモノ、分類ノ存スヘキモノニ非サルナリ
以上解説セル所ニ因リ警察ヲ分類スルモ頗ル其範圍ヲ定ムルヲ難ク又往々誤解ノ謬見ヲ生ジ易キヲ以テ法ノ適用ヲ司ドルモノ及ヒ我カ警察ノ如何ナルモノカヲ論スルモノハ頗ル猛省セザルヘカラサルヲト信スルナリ若シ夫レ警察法ノ全體ヲ通シテ警察ノ本領ヲ明ラカニシ而シテ其分類ヲ下スガ如キハ他日讀者ノ教示ヲ乞フ所アルベシ

●國庫支辨ノ監獄費ト地方稅支辨ニ係ル監獄費 ノ比較ニ就テ

法學士 磊

々

生

論者ハ地方稅支辨ニ屬スル監獄ノ費用ト國庫支辨ニ係ル内地及ヒ北海道集治監ノ經費トヲ對照シ其間ニ於テ著ルシク計數ノ差異ヲ生スルモノアルヲ見テ直ニ取ツテ以テ國庫支辨ハ冗費ヲ要スルモノナリトノ論據トナシ而シテ其性質及ヒ内部諸般ノ關係ノ如何ニ至テハ毫モ之ヲ省察スル所アラサルナリ即チ其結果ノ由ツテ來ル所ノ原因ヲ尋究セス獨リ目前ノ現象ノミニ就テ立論スルモノナルカ故ニ其以テ信憑ヲ置クニ足ルノ價直ナキコト知ルヘキノミスクノ如キ手段ハ統計學上之ヲ計數ノ幻術ト稱シ識者ノ最モ擯斥スル所ナルニモ拘ハラス動モスレハ輒チ狡猾ナル政治家等ノ利用セラル、所トナルヲ免レス論者ノ如キハ豈ニ此幻術ヲ弄シテ以テ世人ヲ瞞着セント試ミタル者ニ非ラサルナキヲ得ンヤ

監獄經費ノ内ニアツテ其最モ多額ヲ占ムル所ノモノハ直接ニ在監人ノ爲メニ要スル所ノ費用ニシテ豫算表ニ所謂在監人諸費(府縣監獄費ニ於テ)又ハ囚徒費(集治監費ニ於テ)ト稱スルモノ即チ是レナリ今マ廿五年度監獄費豫算ニ據ツテ之レヲ調査スルニ府縣監獄費ニ於ケル在監人諸費ノ總計ハ百七拾參萬七千五百參拾九圓五拾六錢參厘ニシテ即チ經費監獄費總計參百六萬五千百拾貳圓壹錢ニ對シ凡ソ五割六分餘ノ多キニ居リ集治監該費用ノ總計ハ七拾九萬八千六百五拾參圓參拾壹錢六厘ニシテ其割合凡ソ六割四分餘ニ該當セリ而シテ今兩者ニ就テ該費目ノ囚徒壹人ニ當ル所ノ費額ヲ對照シテ之ヲ調査スルニ實ニ左表示ス所ノ如クナルヲ見ル

人 員	囚 徒	一 人 當
集 治 監	一一、五〇三	五一六、八〇二
府 縣 監 獄	五三、六四七	一、七三七、五三九
		五六三
		三二、三八八

集治監ニ於ケル一人當ノ費額ヲ以テ之ヲ府縣監獄費ニ於ケルモノニ比較スルトキハ囚徒一人ニ就キ凡ソ拾貳圓五拾四錢ノ多額ヲ要スルノ割合ナリ均シク被服、食糧、服役等、直接遇囚ニ關スルノ費用ナルニ由リ兩者ノ間ニ於テ謂ハレナク斯クノ如キ非常ノ差額ヲ生スルノ理アルヘカラス若シ單ニ其計數ニ由テ之ヲ臆想スルトキハ集治監ニ於テハ遇囚上非常ニ贅費ヲ要スルカ如シト雖モ被服ト言ヒ食糧ト言ヒ若クハ服役ニ關スル事項ト言ヒ大體、既ニ監獄則上、動カスヘカラサルノ標準アツテ存シ當局者ニ於テ之ヲ如何トモスル能ハス且ツ其實際ニ就テ之ヲ觀ルモ遇囚上、毫モ府縣監獄ニ比シテ餘裕アルカ如キコト無シ故ニ單ニ其計數ノミニ據リ集治監ニ於テハ比較的ニ餘分ノ冗費ヲ要スルモノナリト謂フカ如キハ先ツ此點ニ於テ事實ニ吻合セサル所ノ謬見ナリト認メサルヲ得ス然ラハ則チ他ニ何等カノ理由アツテ此差額ヲ生スルニ至ルモノナクンハザルヘカラス

集治監及ヒ假留監ニ於テ拘禁スル所ノ囚徒ハ盡ク皆徒刑流刑ニ處セラレタル男囚及ヒ舊法懲役終身ノ刑ヲ受ケタル者(懲役終身ノ婦女ハ現在ノミナリト雖モ府縣監獄ニ拘禁スル所ノ所謂在監人ト稱スルモノ、内ニハ徒刑流刑ノ婦女懲役以下各種ノ刑ヲ受ケタル所ノ者其他刑事被告人及ヒ懲治者ヲモ包括セリ)監獄則第一條去レハ名ハ均シク囚徒ナリト雖モ其種類ニ於テハ即チ二者相同シカラス故ニ若シ之レニ關スル諸般ノ費用ヲ比較セントナラハ先ツ其相同シカラサル種類及ヒ境遇力費用ニ對シテ如何ノ關係ヲ有スルカ且ツ又其結果トシテ費用、上幾何ノ差額ヲ生スルニ至ルヘキカヲ考量セスンハザルヘカラス集治監拘禁ノ囚徒ハ大概皆重刑ニ處セラレタル成年以上ノ男囚ニシテ其體格モ亦タ強壯ナル者多ク且ツ採礦、開墾、耕耘、煉瓦等最モ強キ勞役ニ從事スル所ノモノナレト顧ミテ府縣監獄拘禁ノ囚徒ニ就テ之ヲ見レハ其囚人ト稱スル内ニアツテモ或ハ男囚アリ或ハ女囚アリ或ハ定役ニ服スル者アリ或ハ定役ニ服セサル者(輕禁錮、拘留等)アリ而シテ其定役ト稱スルモノ亦タ多クハ内役ニシテ其勞力ヲ要スルコト集治監ノ如ク比較的ニ強甚ナラス其他亦タ丁年未滿ノ幼年囚ト稱スル者割合ニ多數ヲ占メ且ツ其囚人一般ノ健康ノ如キ

モ統計上、庭弱ナル者多數ニ居ルノ事實ナリ(疾病死亡等ハ三年刑以下ノ囚徒ニ於テ其割合ノ最モ多數ナルヲ見ル此事例ハ獨リ我國ノミニ非ラス各國監獄統計ノ示ス所ノ事實ナリ其理由ノ如キハ直接ニ本論ニ關係ナキヲ以テ之ヲ略ス)囚人ノ外尙ホ又刑事被告人及ヒ懲治者ト稱スル者アリ而シテ其刑事被告人ナルモノハ赤貧者ヲ除クノ外ハ凡ヘテ自己ノ被服ヲ用ヒ且ツ多クハ自費ヲ以テ食糧ヲ購ヒ若クハ親屬故舊ノ差入ヲ受ケ其臥具ノ如キモ亦タ之ヲ自辨スル者少カラス之レニ加フルニ常ニ唯タ房内ニアツテ坐食スルノミニシテ絶ヘテ其筋肉ヲ勞働スル者ニ非ラス(自ラ請フテ作業ニ從事スルハ格別ナレモ)又其懲治者ナルモノハ平均十歳内外ノ幼者ニシテ衣食費等ヲ要スルコト割合ニ少ナク且作業其他ノ事項凡ヘテ特殊ノ處遇ヲ施スヘキモノナルカ故ニ之ヲ以テ普通ノ囚徒ト渾同視スヘキニ非ラサルナリ其他又攜帶乳兒(監獄則第七條參照)アリ別房留置者(刑法附則第三十二條參照)アリ一ハ即チ三歳未滿ノ乳兒ニシテ其費用ハ凡ヘテ攜帶婦女ノ自辨トシ一ハ即チ刑期滿限後尙ホ附加刑アルノ故ヲ以テ監獄ニ留置セラル、者ニシテ其工業ニ由テ得ル所ノ工錢ノ内ヨリ衣食ノ費用ヲ辨償スルモノナリトス然ルニ斯クノ如ク種々異類ノ者アルニ拘ハラス均シク在監人トシテ一人前ノ頭數ニ通算セラル、コトナルカ故ニ若シ單ニ其員數ヲ以テ之ヲ集治監拘禁囚徒ノ員數ニ對照シ之ヲ以テ各々其要スル所ノ總費額ニ賦當シテ計算スルトキハ其間ニ於テ比較スヘカラサル著ルシキ差額ヲ見ルニ至ルヘキハ事理ノ當サニ然ルヘキ所ナリト謂フヘシ

男女、健康、年齡、勞働等ノ差異ニ由ツテ忽チ其影響ヲ食糧、被服、其他直接ニ身上ニ關スル諸般ノ費用ノ上ニ及ホスヘキハ理ノ最モ明白ナルモノナリ況ンヤ規則上、種々ノ關係(例ヘハ刑事被告人ハ其被服、食糧等ヲ自辨スルヲ得ルカ如キ又ハ集治監ニ於テハ囚徒ヲ北海道ニ押送スルカ如キ)アルニ於テチヤ均シク囚徒ト稱スルモノニ就テモ集治監ニ於ケルモノト府縣監獄ニ於ケルモノトハ其種類ノ全ク相同シカラサルノ事實ハ前段既ニ之ヲ陳述スル所ノ如クナルカ故ニ從ツテ同一ノ費目ニ就テ兩者ノ間著ルシキ差額ノ生スルモノアルヲ見ルハ毫モ怪ムニ足ラサルナリ語ヲ換ヘテ之ヲ言ヘハ單ニ府縣監獄費ト集治監ノ經費トヲ比較スルカ如キハ本來比較シ得ヘカラサル異種類ノ事物ヲ比較スルモノニシテ恰カモ等シク官署ナルノ故ヲ以テ府縣廳ト郡區役所ノ經費ト比較スルカ如キモノナリ (未完)

●普氏市警察論ヲ讀ム (承前)

法學士 石田氏幹

警察組織カ好結果ヲ奏スルニハ警察官吏タルモノ、職務ニ勉勵スルコトヲ要スルノミナラス又職務ニ熟練スルコトヲ要スルナリ何トナレハ如何ニ職務ニ勉勵スル警察官吏ト雖モ職務ニ熟練スルニ非サレハ其勉勵モ無用ノ勞苦ニ屬スヘク之ニ反シテ職務ニ熟練シタル警察官吏ハ假令ヒ充分ノ勉勵ヲ爲サスト雖モ其效果ハ充分ノ勉勵ヲ爲シタルト均シカルヘケレハナリ然ラハ如何ニセハ警察官吏ハ職務ニ熟練スルヤト云フニ他ナシ職務法則ヲ規定シ苟モ警察官吏タルモノハ充分其法則ヲ了知セサルヘカラサルノ壓制的規則ヲ設クルニアリ北米合衆國ノ或ル大市府ニ於テハ一千八百七十四年即チ今ヨリ十七年前ヨリ上述ノ制度ヲ採用シ來リ未ダ充分ナル法則ヲ規定シ得ズト雖モ其結果タルヤ稍見ルヘキモノアルナリ該法則ヲ規定スルヤ必ラス先ツ新聞紙ヲ以テ之ヲ公布シ警察官吏ニハ教官ヲシテ之ヲ讀ミ聞カセ其意味ヲ了解セシム而シテ警察官吏ハ教官ヨリ之ヲ聞取り其法則ヲ遵奉スル以上ハ假令ヒ些少ノ懈怠アルモ免職セラル、コナキナリ斯ク警察官吏ノ該法則ヲ了知スルニハ目其法則ノ書冊ヲ見ルニ依ルニアラスシテ耳其法則ノ讀ミ聞カセヲ聽クニ依ルモノナレハ該法則ヲ了解スルヤ容易ニシテ該法則ニ據リ運動スルヤ極メテ敏速ナリト謂フヲ得ヘシ此方法ニヨリ警察官吏ハ其職務ニ關スル法律、敕令、規則等ヲ了知シテ而シテ後ニ書冊ニ就キ法則ヲ研究シ得ヘシ之ヲ換言スレハ耳學問ヨリ目學問ニ即チ主觀的學課ヨリ客觀的學課ニ進ムモノナリ上述ノ如ク未ダ充分ナル法則ヲ規定シ得サルヨリ屢改正ヲ加エシト雖モ此等制度ノ採用ハ市ノ行政組織ヲ變更シ警察ハ警察委員會ノ監督ヲ離レ市長ノ監督ニ歸セリ

斯カル市ニ於テ斯カル制度ノ下ニハ市長ノ更迭ハ警察部長ノ更迭ヲ來タスノミナラス警察全般ノ組織ヲ變更スルコト少カラス此ノ如ク屢變換ヲ見ルハ警察官吏ノ執務ニ大害アルナリ如何ニトナレハ此等ノ變換アル毎ニ永久ニ在職シ最モ熟練ナル警察官吏ト雖モ時トシテハ下位ニ貶セラル、コトナキヲ保セサレハナリ實ニ警察官吏ノ職務ノ行届ハ勉勵ニ依ルコトハ勿論ナリト雖モ熟練ニ依ルコトモ亦大ナ

リトス故ニ警察事業ハ終身職ト爲スヲ以テ當然トナスヘシ從ツテ最モ熟練シタル警察官吏ハ之ヲ下位ニ貶スヘカラスシテ其功績ニ準シ昇進セシメザルベカラス且ツ其信實ニシテ勤續シタル警察官吏ニハ通常ノ俸給ヨリハ多額ナル報酬ヲ爲サ、ルヘカラス又多年奉職ノモノニハ養老金ヲ與ヘ以テ社會ヲ保護スルコトヲ獎勵セザルベカラス其額八十ケ年間奉職シ自己ノ過失ニ依ラスシテ退官シタルモノニハ相當ノ養老金ヲ與ヘ十五ケ年間奉職ノモノニハ稍多キ養老金ヲ與ヘ二十ケ年間奉職ノモノニハ尙ホ多キ養老金ヲ與ヘルヲ以テ通例トス然ルモハ舊職ノ者ハ愈其職務ニ勉勵スヘク新職ノ者モ信實ナル執務ニハ必ラス報酬アルコトヲ了知シ其職務ニ執掌シ熟練スルニ至ルヘシ

終リニ臨ミ尙ホ陳述スヘキコトアリ其ハ小兒ニ關スル警察上ノ保護是レナリ此ノ警察上ノ保護モ亦警察ノ要旨即チ危害ヲ未然ニ豫防スル旨趣ニ外ナラスシテ其必要ヲ感シタルニヤ此ノ問題ニ就キ種々ノ書冊世上ニ散見スト雖モ未タ實際上ニ於テ充分ナル進歩ヲ見サルナリ斯ク警察上保護ノ進歩ヲ見スト雖モ世上ノ慈善家ハ大ニ茲ニ見ル所アリテ現今ニ至リ其保護方法ヲ設ケリ然レモ慈善家ノ保護ハ好結

果ヲ奏スルコト能ハスシテ警察上保護ノ必要愈顯著ナルコト、ハナレリ實ニ小兒ヲ保護スルハ警察官吏ノ職務ニシテ各市ハ其レガ爲メ充分ナル警察費ヲ支出シ實際上止ムヲ得ズンバ多數ノ警察官吏ヲモ養成セサルヘカラザルナリ

扱如何ナル故ニ警察上保護ノ必要ヲ見ルヤト云フニ此ノ警察上保護モ上述ノ如ク危害ヲ未然ニ豫防スルノ警察要旨ニ外ナラスシテ惡小兒ハ實ニ將來ノ犯罪人ト化成シ社會ニ危害ヲ加フルモノナレハ極メテ其初ニ於テ惡小兒ヲ保護監督セサルヘカラサルナリ之ヲ譬フルニ猶ホ小兒ハ幼芽ノ如シ幼芽ノトキ之レカ屈曲チ直サズンハ遂ニ之ヲ匡正スルノ機會アラズシテ他ノ妨害ヲ爲スニ至ルヘシ然ラハ何故ニ之ヲ慈善家ニ委托スヘカラスシテ之ヲ警察官吏ニ委托セザルベカラサルヤト云フニ慈善家ハ惡小兒ノ不道德ノ原因及ヒ沿革ヲ研究セズシテ唯單ニ惡小兒ノ現在ノ可悲的狀實ヲ目撃シ心情ニ訴ヘテ之ヲ保護スルニ過キス故ニ其保護ハ目前ノ保護ニ止マリテ決シテ危害ヲ未然ニ豫防スルノ實アリト謂フヘカラス斯ノ如ク慈善家ノ精神ハ實ニ賞讃スヘキモ其慈善ヲ施ス方法ニ至ツテハ其當ヲ得タリト謂フベカラズシテ從テ其結果モ決シテ良好ナラサルナリ

(未完)

●典獄の任用に就て

笹 村 隠 士

監獄の事業は普通行政の事務と同一視すべきものに非ず之を學問上より言へは一の専門的科學なり之を實務上より觀れば一の特別なる技術なり、獄務の局に當る者須らく此科學に通曉し此技術に熟練したるものにあらざるへからざるは論を俟たず、況んや之を總括する所の重大なる責任を負ふ者即ち典獄其人に於てをや、如何に高等の教育ある者なりと雖も、如何に統御の才能ある者なりと雖も若し其人にしてこの特殊の事務に通曉熟練するに非らざるよりは到底得て其責任を全ふし能ふへきにあらざるべきなり、我か政府も亦夙に此に見る所あり、嚮きに典獄の位置を進めたると同時に特別任用の法を設けて以て成るべく該事務に堪能なる司獄官吏の内より拔擢登用するの道を開らき且つ一旦之れに典獄の印綬を與へたる以上は必要なき限り濫に之を交迭するか如きことなからしむるの方針を示し大に予輩斯道に従事する者をして安心する所あるを得せしめたり、爾來今日に至るまでの經歷に由

つて之を見るも缺位あるの場合は多くは斯事務に經驗ある俊秀を以て之を充たし且つ従前の如く濫りに或る事情等の爲めに任免を苟くもするか如きことあらざるものゝ如し、斯くの如くにして始めて完全なる獄務改良の目的を達するを得へし。クロウチ氏曰く典獄は一面、事務官たり、一面、教授職たるものにして、之を譬ふれば恰かも學生を控へたる講壇の上に於て事務を執るか如き責任を有するものなりと、されは苟くも典獄たるへき者は獨り適實に獄務を統制綜理し得るのみならず併はせて又其部下の官吏を教令薰陶し得るの識能を有せずんはあるへからず、是れ即ち如何に高等の教育あるも將た如何に統御の才智あるも直ちに以て獄務の長官たらしむる能はざる所以なり、若し夫れ斯の事業に關係なき生面の人物をして濫りに典獄の椅子に就くを得せしむるか如きことありとせん乎其堅く鎖したる監門も終に其用を爲す能はずと謂ふも何の不可か之れあらん。

典獄に對し特別任用令の規定あるは予輩の最も喜ぶ所なりと雖も若し之れが適用其宜しきを得るときは反つて典獄の位置を低くめ且つ斯の事業の改良進歩を阻止するに至るを恐れすんはあらず、獄務改良の今日に於て殊に予輩は當局者に對し

て充分、斯の事業に裨益を與ふるの方針を以て利用するあらんことを切望せざるを得ず、司獄の官吏幾百人固とより濟々たる多士に乏しからず、何を苦んで故らに警察其他の行政官吏を以て貴重なる典獄の位置を補充せしむることを爲んや、聊か所感を記して餘白を穢かす

●監獄費國庫支辨に就て

(承前)

法學士 天 花 生

議者曰く罪囚少きか爲めに其經費を負擔すること亦た少きは天下普通の常理なり然るに該法案の結果は各地方罪囚の多少を問はず全國平均に其經費を負擔せしめんと欲す是れ即ち普通の常理に戻るものなりと蓋し其地方に於て生ずる所のものは多少に拘はらず凡へて之れか費用を負擔すべきこと當然なりと雖も如何んせん監獄費地方税支辨なるの結果は都會其他交通便利なる地方をして他の地方より逃走し來る所の多數犯罪人の費用までをも負擔せしめざるへからざるの不公平を見るを免れざるを是れ豈に天下普通の常理に適したるものならんや又議者は監獄費を國庫支辨となすときは地方に由り反つて其負擔を加重せしめらるゝの不幸を見るに至るへしと謂ふと雖も固と該法案を提出する所以の目的は政費節減に由つて生じたる歳入の餘裕を以て之れに充用せんと欲するにありて敢て之れか爲め新たに其費用を徵收せんとするものに非ざるか故に地方人民は今後と雖も現に納むる所の國税の外別に其負擔を加重せらるゝか如きことあるにあらざるなり且つ又國税と言ひ地方税と言ひ均しく國民の負擔を免れざる所の義務なりと雖も若し之を地方税の上に課するものとなすときは限局せる地方經濟の範圍内に於て之を支辨せざるを得ざるか故に一朝若し水害等の爲め他の費途に向つて多額の支出を必要とする場合あるに於ては忽ち融通寛和の途を失ひ到底該地方人民の負擔を苛重ならしむるを免れざるは必然にして現に今日に至るまで歷然實驗し來りたる所に就て之を知るへし然るに國税にあつては縱令ひ斯くの如き場合ありとするも廣博なる國庫經濟の範圍内に於てするものなるか故に爲めに一地方人民をして偏重の苦痛を感じしむるか如きことあるへからず然るにも拘はらず或は該法案を以て獨り一部を利用して全般を益せざるの法となすか如きは杜撰も亦た甚しと謂はざるを得ざるなり議者は又該法案に反對したる所以の理由として大に農民の負擔を輕減す

るの希望を懷くか爲めなりと謂ふと雖も寧ろ此希望を懷く者にして反つて其目的を貫徹するに適當なる法案を否決したるを怪まざるを得ず議者か希望する所の地租輕減又は地價修正の如きは縱令ひ今日財政の實況之を實行し得るものと假定するも其結果は徒らに中等以上の農民を偏利するに過ぎざるなり之れに反し若し地方監獄費の負擔を削減し地方の實況に應じて或は地租割戸數割營業稅若くは雜種稅を輕減するに至らは農民殊に小農小作人は勿論地方一般の人民も亦た其惠に浴し大に普及且つ平等に民力休養の効を見るを得へし現今各地方に於て負擔する所の監獄費は平均凡そ七萬二千七百五十餘圓にして地方に由り多きは殆んど三十萬圓の多額を擔ひ少きも三萬圓以下に下らす而して其地方稅總額に對するの割合は實に平均一割九分強の多額を占む以て地方人民の如何に該費用の負擔に苦しむところあるかを知るべきなり若し夫れ議者にして果して民力休養を以て其主義となし速に該法案を通過せしめたらんには廿五年度以降直に三百萬圓以上の巨額を地方稅より削減し一般の地方人民をして著るしく其負擔を輕からしめ得たるは明瞭にして農民も亦た均しく此惠に浴すべきは論を俟たず議者は國中一部の農民の爲めに漫に國家有益の事業を犠牲にするの方向に趨り而かも其結果は竟に一部の農民たも之を利する能はざるに至らんとす痛嘆に堪ふへけんや

之を要するに監獄費國庫支辨の結果は實に民力休養の目的を貫徹し得べきのみならず併はせて又獄務統一の實を舉げ管理上及遇囚上諸般の便益を得て嚴正且つ適實に刑を執行し著るしく犯罪人の減少、經費の節減を見るに至るへし是れ豈國家百年の長計なるに非ずや

(未完)

●豫戒令詳釋前置

法學士 岡

喜 七 郎

第一章 豫戒令所罰權ノ所在

豫戒令所罰權ハ疑ヒモナク法律第八十四號(命令ノ條項ニ違犯スル者ハ各其命令ニ規定スル所ニ從ヒ二百圓以内ノ罰金若クハ一年以下ノ禁錮ニ處ス)ニ存在スルモノタルヲハ何人モ承認スル所ナルベキニ余輩ノ特ニ該令註釋ノ始メニ於テ豫戒令所罰權ノ所在ナル一章ヲ設ケシ所以ノモノハ稍ヤ支路ニ涉ルノ嫌ナキニ非サレヒ

我行政所罰權ノ淵源ヲ指示シテ世ノ法律第八十四號ヲ違憲ノ法律ナリト論斷スルモノ、迷妄ヲ解示セント欲スルガ爲ナリ

顧ミレバ明治廿三年九月法律第八十四號ノ發布アリシ當時ニ於テ憲法第廿三條ノ規定ニ違反セルモノナリト非難セルモノ頗ル多ク今日ニ至ルマデ世人尙ホ此誤見ニ彷徨セルモノ、如シ余輩ハ我行政處罰權ノ淵源ハ實ニ刑法第五條ニ在リテ法律第八十四號ハ實ニ其處罰權ノ罰則ニ制限ヲ加ヘタルモノト信スルナリ若夫レ法律第八十四號ノ制限ナクンバ命令ヲ處罰スル豈ニ啻ニ二百圓以内ノ罰金若クハ一年以下ノ重禁錮ノミニ限ランヤ此ノ故ニ苟クモ刑法ノ規定ニシテ特ニ法律ヲ以テ變更セラル、トナキノ間ハ刑法第五條ハ行政命令ニ處罰權ノ存在スルモノタルヲ承認ムルハ明ラカナル立法ノ意思ナラント斷言スルヲ憚ラサルナリ何レトナレハ刑法第五條ハ規定シテ曰ク此刑法ニ正條ナクシテ他ノ法律規則ニ刑名アルモノハ各其法律規則ニ從フト而シテ其所謂法律規則トハ憲法ニ於ケル法律勅令及行政命令ヲ包括セルモノタルハ亦疑フヘカラサルナリ夫レ國家アレハ政府アリ政府アレハ命令アリ命令アレハ之ニ伴ナフノ制裁ナカルヘカラサルヲハ單純ナル理論ニシテ我立憲政體ノ下ニ於テハ法律ニ依ルノ外處罰ヲ受クルヲナシト云フト雖モ苟クモ其憲法ノ保證スル刑法ノ規定ニシテ其効力ヲ存スル限り然モ其刑法ニ認ムル行政命令ニ處罰權ヲ附スルハ違憲ナリト論スルニ至リテハ大ニ法理ヲ誤ルノ論理ト云ハサルヘカラス是レ余輩ノ行政處罰權ノ淵源ハ刑法第五條ニ在リテ法律第八十四號ハ其處罰權ノ罰則ニ制限ヲ置キシニ過キスト論斷スル所以ナリ

以上略說セル所ヲ換言セハ法律第八十四號ハ法律ノ認容セル即チ法律ノ委任ニヨル行政處罰權ニ制限ヲ附シテ以テ命令ヲ強行スル制裁ヲ規定セルモノナリ此ニ於テカ這般發布セラレタル豫戒令ノ處罰權ハ法律第八十四號ニ存在セルモノタルノ疑ナキハ更ニ辨明ヲ要スルノ必要ヲ感セサルヲト信スルナリ

第二章 豫戒令ノ根據

帝國憲法第九條ニ於テ 天皇カ立法權ノ外ニ於テ公共ノ安寧秩序ヲ保持シ及臣民ノ幸福ヲ増進スル爲ニ必要ナル命令ヲ發シ又發セシムル權ヲ有シ給フ故ハ刑法及尋常警察手段ニ依リテ國家ノ安寧ヲ保テ一定ノ秩序ヲ繼續スルヲ能ハサル事變ニ備フルカ爲ナリ顧フニ西洋各國ト交通ノ途開ケテヨリ僅カニ二十餘年ノ星霜ヲ

經タルノミナルニ我國ハ萬國ノ歴史的進化ノ順序ヲ履マスシテ古今ニ比類ナキ長足ノ進歩ヲナセルニ加ヘテ我日本ニ固有ナル人民ノ急激ナル性質ノ存スルアルヲ以テ社會上及政治上ニ一種異様ナル種類ノ人民ヲ作り出シタルヲハ蓋シ蔽フヘカラサル事實ナリト信スルナリ其異様ナル種類ノ人種トハ即チ豫戒令ニ目スルカ如キ産業ヲ有セサル浮浪ノ徒ニシテ或ハ他人ノ集會ヲ妨害シ或ハ不當ノ要求ヲナシ爲メニ社會良民ノ行爲ヲ苦ムルモノヲ云フナリ若シ其害ノ一小區域ニ止マルカ或ハ二三ノ者ノ間ニ止マルノ時ハ尋常警察ノ力尙能ク之ヲ抑制スルヲ得ルト雖モ力ル無頼ノ徒附和雷同シテ其暴行全國ニ普及スルニ及ンテハ何ソ能ク普通警察ノ力ニ依リテノミ公共ノ安寧ヲ維持スルヲ得ンヤ之レ憲法第九條ノ規定アル所以ニシテ勅令第十一條ノ根據亦茲ニ外ナラサルナリ偶議員總選舉ノ際此勅令ノ發布アリテ其効力ヲ奏スルヲ觀テ豫戒令ハ實ニ議員選舉ノ平穩ヲ希フヲ以テ發布セラレタリト論スルモノアレモ余輩ヲ以テ之ヲ見ルトキハ社會ノ豫戒令ノ如キ勅令ノ發布ヲ渴望セルハ今日ニ起リシニ非スシテ實ニ豫戒令ノ期スル所ハ公共ノ安寧ヲ維持スルニアルモノナレハ議員選舉ニ關スルト否トハ又何ノ撰フ所ナランヤ

第三章 豫戒令ノ本領

夫レ吾人臣民ノ權利ナルモノハ積極的ニ法律ノ賦與スルモノアリ消極的ニ法律ノ保護ヲ享クルモノアリト雖モ要スルニ其所謂權利ナルモノハ獨リ社會ノ安寧ヲ妨害サル他人ノ行爲ヲ害セサル範圍内ニ於テノミ存スルモノナリ生存競争ノ餘人々共全團結シテ漸ク國家組織ノ成ルニ當リテヤ必スヤ法律アリ命令アリテ無制限ナル權利無規律ナル自由ノ存スヘカラサルヲハ明白ナル事實ナリ否ナ寧ロカナル自由ハ吾人臣民ノ享有スル特權ト相容レサルモノナルニ人ヲ煽動シ人ヲ脅迫シ人ノ行爲ヲ妨害シテ而シテ揚言シテ曰ク吾人ハ立憲國ノ臣民ナリ吾人ハ憲法ニ於テ行爲ノ自由ヲ有スト云フ噫是レ眞ニ何等ノ迷妄ソヤ蓋シ豫戒令ノ期スル處ハカナル行爲ヲナスモノニ向テ其途ニツキ其業ヲ修メ其素行ヲ正フシテ國家ノ靜謐ヲ保ツヘキヲ告知シ知ラシムルニアルナリ

(未完)

●明治廿四年十一月在監人月
末現在表

廳名	囚人	被刑人	懲治人	別置人	携帶乳兒	合計
警視	三二八八二	九五九	一七	三七四	九	四五八四一
東京	未詳	未詳	未詳	未詳	未詳	二二五五
小笠原島	二二三五五					二二五五
北海	二二六三七					二二六三七
分空	六六五					六六五
分銅	二二二五					二二二五
分網	二二二五					二二二五
道北	五八八	二二四	三	四四	五	七六四
道東	一九二二	二七六	二〇	八一	一六	二二二六
京都	二〇四九	七二七	二〇	三三〇	二八	四一五四
大阪	二〇四九	七二七	二〇	三三〇	二八	四一五四
神奈川	二〇四九	七二七	二〇	三三〇	二八	四一五四
千葉	九五五	三五四	四	一一	三	一三三
茨城	一八七九	一七一	一	三	一	二一九
栃木	七九八	一六五	三	五	一	九七四
奈良	四九四	一〇四	一	六九	一	六八〇
三重	一三九〇	一六五	一四	九	一	一五八六
愛知	一七〇七	三二五	七	三〇	一	二一五
静岡	九三四	二二〇	五	一	一	一一五
山梨	四九七	一二五	三	八	一	六三六
滋賀	一〇〇〇	三三三	三	四九	一〇	一四〇五
岐阜	八六四	一九八	三	一	六	一〇八二
長野	一〇八七	四四	七	三三	六	一一五八

宮城	福島	岩手	青森	山形	秋田	福島	石川	富山	鳥取	島根	岡山	廣島	山口	和歌山	徳島
七三三	一〇八	四二六	三八六	七二五	六三三	三九七	四五八	四五五	七四八	九三	二六二	一五六	八〇六	一〇四三	一五九〇
二七五	二二三	一一一	三七七	一五五	二二三	四四	七二	一八三	一〇三	一〇一	二八一	二六四	一四九	一四五	二一六
一	三	一	一	一	一	一	二	四	一	二	二	四	一	三	一
三	二	一	一	一	一	一	二六	四	九	八	八	三八	一七	一四	一四
三	八	二	五	二	二	一	四	二	二	一	五	二六	一	九	二二
一〇一七	一三七五	五四九	七六九	九〇一	八六八	四四五	五六二	六四八	八六三	一〇四六	一八九八	一八九三	九七四	一一一四	一八三三
香川	愛媛	高知	福岡	大分	佐賀	熊本	宮崎	鹿児島	沖縄	東京	宮城	三治	集治	兵留	合計
一三三三	一、二八九	一、一九一	一、三六四	七七八	四四三	七二五	四二九	四三八	一六一	一〇四四	五七五	一、五五六	一九七	五九、五八二	五九、五八二
一七六	一八八	二五一	三〇五	一四五	一〇一	二一四	七四	一一二	八	一	一	一	一	一〇八九	一〇八九
五	四	三	二	一	四	三	一	二	一	一	一	一	一	二七八	二七八
一〇	六	一六	二一	二	三	一六	六	一一	一	一	一	一	一	一、五九八	一、五九八
一七	九	二〇	五	二	一	六	三	三	一	一	一	一	一	二二〇	二二〇
一、五三三	一、四九六	一、四七一	一、六九七	九二八	五五二	九六四	五一〇	五六六	一七〇	一〇四四	五七五	一、五五六	一九九	七二、八六七	七二、八六七

問 答

● 消防費に關する前内務省備へー

ン氏との問答

(問) 唧筒其他器具購買費及消防夫の費用就中其辨當料は國庫の負擔に屬するや將た地方費の負擔に屬するや

(答) 唧筒及其他器具の購買費官吏の俸給並に消防の爲めに生ずる諸費用は地方の負擔に屬せり伯林府一千八百八十四年の該費額左の如し

消火の費用 百二十九萬六千九百六十八馬克

(我凡三十二萬四千二百四十二圓)

電 信 料

六萬〇四百四十七馬克(我凡一万五千一百十二圓)

(問) 消防費を國庫より全く若くは幾分か補助するることありや

(答) 伯林府の消防費は地方費を以て之を支辨す尤も府立火災保險組合は千八百八十四年度に於て大凡四十一萬馬克(凡十萬圓)の金額を補助せり其他政府は

す該豫算表の包括する所は消防器具費電信用の物体に關する費用の一部分(該費用の一部分は警察費の負擔に屬す)事務官隊附士官及消防夫の給料是れなり若し意見の差異を生ずるときは州長若くは内務大臣之を決す

其他の大都會にも同く職務消防隊を置けり只其異なる所は純然たる町村立の組織を有するに過ぎず然れども該消防隊も亦王國官廳の監督に屬せり

殆んど總へての中及小都會並に數多の郡村に於ては隨意消防隊なるものあり此消防隊に通例其隊長及士官を官廳の認可を経て自ら選定せり然れども亦警察廳の監督を受くべきものなり此等の消防隊には通常所轄官廳に於て認可せる規約ありて消防上の職掌を規定せり

此等の方法(職務消防若くは隨意消防)成立せざる所に於ては「義務消防法」を施行せり該法は町村内の事に堪ふべき總へての男子をして火災消防に従事せしむるものとす

● 囚人懲治人賞與ノ場合ニ關スル

問 答

消防用に毎年九萬九千馬克(凡二萬四千七百五十圓)の金額を下付せり(官力建物をは火災の際助力するの賠償とす伯林には官有の建物夥多あればなり)

(問) 以上の諸項は伯林府に於ては如何地方に於ては如何

(答) 伯林府の消防隊は職務消防なるものにして直ちに警視總監に附屬せり此消防隊は全く軍制の組織を有し軍制の嚴格なる規律に服し且隊員は總て制服を着せり

消防隊は其固有なる消火事務の外亦警察及消防用電信線の建設及保存並に消防の目的に設置せる水道の街井及吐水口の檢査を負擔せり

其他消防隊は危難に際會せる人民を救助し又警察官の依頼に應じ非常の場合、水害、家屋の崩壊せんとし危害若くは妨害的の交通阻障等あるに際し之れに援助を與ふへし

消防隊は王國の官吏之を支配し一人の消防長之を統督す而して王國警視廳消防部の名稱を以て特別なる一部を構成せり

其費用は警視廳より提出し而して府廳(市廳と府會とを指す)の認可せる歲計豫算表に據りて之を査定

疑議

廣 陵 獄 夢 居 士

監獄則施行細則第九十七條ニ曰ク囚人懲治人左ニ掲ケタル所爲アルトキハ金二十五錢以下ヲ以テ之ヲ賞與スルコトヲ得但賞表ヲ與フルノ限ニ在ラス一、在監人ノ逃走セントスル者ヲ密告シタルトキ、二、人命ヲ救援シ及逃走者ヲ捕得シタルトキ三、監獄ニ係ル水火風災ヲ防禦シタルトキ、ト此條文ニ據ルハ敢テ疑議ノ挟ムヘキ廉ナキニ似タレハ實施上區々ニ涉ルノ扱ナキ能ハス之ヲ例セハ甲ハ囚人若クハ懲治人ニシテ吏員ノ指揮命令ニ據ラス又ハ其許可ヲ得スシテ自ラ卒先シ第二項第三項ニ該當スル勞働ヲ爲シタル場合ニハ功勞著シト雖賞與スヘキモノニアラストシ、乙、ハ吏員ノ指揮命令ナク又ハ其許可ヲ得サルモ時機止ムヘカラスシテ功勞著シキ者ヘハ賞與スヘキモノトス此二說ハ賞與上ニ異同ヲ招ク所以ノ原因ニシテ大ニ論究ヲ要スヘキ主點ナリ、今甲說ノ理由トスル所ヲ聞クニ在監人タル者ハ規律ノ下ニ靜息スヘキモノニシテ其一舉一動ハ皆吏員ノ指揮命令ニ從フヘキモノナレハ自由自儘ニ動止スヘキモノニア

ラス然ルヲ戒護吏員ノ許可ヲモ經スシテ動止セハ如何程功勞アルモ規律ヲ破リシ瑕瑾アリ其規律ヲ破リシ瑕瑾ハ獄則違犯ニ該當ス宜シク獄則ニ照シテ處分スヘシ如此獄則處分ヲ受クヘキモノトセハ其功勞ハ自然ニ消滅ス是レ賞與スヘキモノニアラスト爲ス所以ナリト、乙ノ主張スル所ハ曰ク監獄則施行細則ヲ按スルニ同條ニ掲ケアル事項ハ皆監獄其モノ、利益トナルヘキモノ、ミニシテ獄治ノ補遺ヲ在監人ニ求ムルモノ、如シ故ニ該條ニ當ルノ勞働ヲ爲スト否トハ在監人ノ自由ナリ之ヲ爲スト否ハ一ニ在監人ノ奇特心ニ訴フルヨリ外ナキナリ他ヨリシテ之ヲ強制シ又ハ叱責スヘキモノニアラサルヤ明カナリ若シ吏員ノ指揮命令ニ從フテ始メテ同條ニ該當スルノ働ヲ爲スモノトセンカ其指揮命令ニ從ハサルトキハ違令ニ當ル之ヲ辭セント欲スルモ得ヘカラサルナリ此ノ如クシハ全ク強制ニ起因シテ或勞働ヲ爲スニ止リ奇特ノ性質ハ毫モ其間ニ存セサルナリ當ニ爲スヘキノ働ヲ爲スハ當然ノ義務ニシテ賞與スヘキ要素ハ更ニ生セス是レ最モ賄易キノ理ナリ加之人ノ危難ヲ救ヒ又逃走者ヲ認知シテ之ヲ追跡捕得シ又ハ水火風災等瞬間モ擧ギ難キ場合ニ遭遇シテ之ヲ防禦セントスルニ

當テハ吏員ノ指揮命令ヲ待テ若クハ吏員ノ許可ヲ經ルニ違ナク實ニ寸時ヲ爭フ場合ナシトセス之ヲシモ甲說ノ如クナストキハ爲メニ時機ヲ失シテ救援捕得若クハ防禦ノ實ヲ收ムルコト能ハサルニ至ラン是レ豈成規ノ精神ナランヤ因此觀之監獄則施行細則第九十七條ハ甲說ノ如ク狹隘ナル區域ニ制限シタルモノニアラサルヤ明カナリ況ンヤ賞ノ本色ハ奇特ノ行爲ヲ獎勵スルモノナルニ於テヤ然ラハ則チ四人懲治人ニシテ真心、時機ノ一瞬時モ猶豫スヘカラサルヲ認メテ其急ニ赴キ以テ賞與スヘキ條項ニ該當スル勞働ヲ爲シタル者ヘ賞與スルハ至當ノコトナリトス好シ又條文ニ疑アリテ兩様ニ解釋シ得ラルトスルモ賞ハ重キニ失スルヲ願ハス寧ロ之ヲ重キニ失シテ獎勵ノ道ヲ活用スルコソ賞ノ本質ナルヘシト信ス故ニ甲說ハ嚴正ニ過キテ其實ヲ失フモノト云ハンノミ是レ甲說ニ贊成スルコト能ハサル所以ナリト、以上ノ二說執レモ一應理アルニ似タレモ吾人ハ乙說ニ與ミセシ要スルニ賞罰ハ獄治ノ秘訣ニシテ輕忽ニ附シ去ルヘキモノナラス各地其振テ異ニスルモ亦不可ナリ可成一定ノ振ニ期センコトヲ望マサルヘカラス因テ鄙見ヲ附記シテ以テ大方ノ諸彦ニ質ス大方諸彦以テ如

雜報

何トナス明教ヲ垂レラルレハ幸甚

●新聞紙雜誌其他出版物の納本

政談集會の屆書に接したるときは警察官署は領收證を交付すべき旨は我が集會及政社法に規定する所なり、此規定は外國法律中にも往々散見する所にして我が立法者も恐らく之に倣ひたるものと推せらる、然るに新聞紙條例出版條例等に規定したる納本に就ては領收證を交付するの明文なし、然るに右納本の義務は夫々制裁を附し執行するものにて此義務を果したるや否や官廳は納本を受領したるや否やに關し萬一疑件生ずることあるも儘かに之を證明するものなし、勿論内務省なり、地方廳なり、將た檢事局なりにて夫々張簿も備はりありて納本の都度一々之に記帳しあるべく又納本は大切に取扱はるゝか故に紛失等の虞は容易に之なかるべく随つて納本の有無は容易に取調も附け得きのみならず、官廳に納本なく又帳簿に納本済の記帳なきものは儘かに納本した

るものにあらずとの斷定を爲し得べけれども、萬一手落等にて實際義務者よりは儘かに納本したるに拘らず、官廳に納本なく又納本済の記帳なき場合等に於て裁判沙汰等にも相成り義務者の迷惑すること全く之なしとも云ふべからず、依りて思ふに納本に就ても領收證を交付するの取扱に相成りては如何のものにや、勿論唯領收證を交付する丈のことは條例を改正せずとも出來得べきことなれども、斯く一々領收證は交付するにせば官廳の手数は非常に増加すべし、殊に内務省の如きに在りては全國中の新聞紙雜誌圖書の類一日幾百となしに集まり來るか故に一々之に領收證を交付することは到底出來すとならば予輩は少しく予輩の希望を狭小にして總ての納本に一々領收證を交付せずとも、領收證の交付を希望するもの丈へなりと交付することに致されし、其故は受領證は貰受くる方に於ても之か爲め特に時間をツブスはイヤなりとて強ひて交付を望まざるものあるべく又少々時間をツブシても後日の爲め證書を取り置く方安全なりとするものもあるべく、此等を義務者の任意とし、希望者のみに交付することゝせば雙方の爲め便宜なるへければなりと或人の物語

●豫戒命令取消の急訴

通常裁判所は民事刑事に就ては特に法律を以て特別裁判所の管轄に屬せしめたるもの、外廣く裁判權を有すること勿論なれども民事刑事以外の事項に就ては特に法律を以て通常裁判所の管轄に屬せしめたるものにあらざれば裁判の權を有せざるものとす、乃ち豫戒命令の如き純然たる行政事件に對しては通常裁判所は勿論行政裁判所へも訴訟を提起すること能はざるものなるに拘らず、豫戒命令取消の急訴を通常裁判所へ提起したるものありとは近頃奇怪千萬なり福島縣知事は去る六日豫戒令を實施し某々の數人に該命令をなしたるに其内西白河郡の有志者どかにて草間昇後藤周佐鈴木重明熊谷彌重と云ふ四人の人々は福島縣知事を被告取り去る十貳日左の訴訟を福島地方裁判所へ提起したりと云ふ

請求目的

一被告をして原告に爲したる豫戒命令を取消さしむること

訴の原因

一被告は原告に明治廿五年勅令第十一號豫戒令第一條第二第三の事項を命令したり謹て按ずるに同令

●居留地外に於て外國人埋葬方

本邦居留の外國人にして死亡したるときは開港場開市場ある地方に在ては其地の外國人埋葬地に埋葬すへきを以て埋葬に差支なしと雖開港場開市場なき地方に在ては外國人死亡の節埋葬に差支を生ずると少からず何れの地方村落にても墓地なきはなし外國人埋葬に付き何故に差支へを生ずるかと云ふに各町村に設けある墓地は皆町村の共有墓地なればその町村に住居する者にあらざるよりは之に埋葬することを得ず外國人はその地に住居し居ると雖住居の權利ありて然るにあらず其職業の爲め假に住居しあるものなれば其有墓地を使用するを得ず其死亡に於ては居留地の墓地に送り埋葬せさせ得るとなり若し死亡の地に於て居留地墓地に近かければ之に埋葬するに於て不都合なれども遠隔の地に在ては其の便利も得られず此に於て差支を生ずるなり抑此場合に於て如何に處分するか今聞く所に依れば其地方より其筋へ稟議したる回答命令に

特別輸出港に於て病死せし外國人を其地の墓地に假埋葬せしむるは妨なし若し傳染病死者にして假埋葬を許可し他日死骸發掘を願出たる場合に於て

第一條の第二は他人の開設する集會を妨害し又は妨害せんとしたる者なり又同條第三號に公私を問はず他人の營業行爲に干渉して其自由を妨害し又は妨害せんとしたる者どあれば則其之を妨害したる事實及妨害せんとしたる事實則豫備の所爲ある者を指定せられたるものにして府縣知事等か之を妨害したるへし又は妨害すべしと想像したるか如き者の謂にあらざる而るに被告は如何なる感想を抱かれしや毫も右第一條第二第三に牴觸の行爲なき原告に對し突然第一條第二第三の事項を命令したるは其適用を誤りたる者にして原告は爲めに貴重なる名譽を毀損せられたり

一被告を口頭辯論の爲め呼出され明治廿五年二月六日原告に對したる豫戒命令の全部を速に取消す様御裁判あらんことを請ふ

記者は原告の云ふ所の當否如何を知らず、又縣知事の發したる命令の當否如何を知らず、然れども本訴訟に就ては原告の敗訴たるべきこと勿論なり、原告は訴訟を提起し得るの權利なく又裁判所は之を裁判するの權限なければなり詳細は法令註解欄内豫戒令詳解に就て看るべし

は其都度願書を添へて許否の義を伺出へしとせられ又別に

外國人埋葬地外に外國人を埋葬するは妨けなきも元來其有墓地に於ては地方廳限り當然埋葬の許可を與ふるは穩當ならざるを以て豫め其町村即ち墓地ある町村に協議し其承諾を経て後處分すへし又既に埋葬したる死屍は日本政府の許可を経ずして發掘又は改葬する等の事決して之れなき旨埋葬關係人より契約の書面を取置くを要す

と定められたるを以て居留地外の地方に一時寓居する外國人にして死亡したるときは之れに準據して取扱へは牴觸するとなき十分に處分し得るなり

●外國人の火葬

郵船會社汽船仙臺丸の運轉手英國人ジョセツフ、クラツクなる者客月北海道に於て天然痘に罹り小樽病院に入り療治せしも其効なく二十八日に死亡せり然るに小樽には外國人埋葬地なきを以て函館に輸送し且傳染病なるを以て傳染病豫防規則に依り假埋葬するを得ざるを以て死屍處分に困難を生し前項の手續に従ふ能はざるの義を生したり然れども他に方法も

なければ已むとを得ず。消毒法を十分に施し前項の手續を履ましむるにたりしに幸なるとには小樽に於て該屍を火葬するとなり一炬空しく北邙の煙と化せしを以て處分上の困難を免れたり總て外國人居留地外の地方に於て死亡せしものは之を火葬するところせは双方ともに利便なるとならんかし

● 巡查看守召集免除の具狀

巡查看守奉職中の者にして陸軍豫備後備の下士兵卒たるもの勤務演習及簡閱點呼の爲め召集すると免除の事は前號に之を記載せし通りなるが陸軍豫備後備下士卒服役條例第三條第四項に依り地方長官より内閣に具狀するに當り其記載方甚粗漏にして該條項に當らざるものありて無要の手續を費やすとありと云ふ因て茲に具狀方の大略を書して當該廳の參考に供せんに巡查にもせよ看守にもせよ召集免除の具狀を爲すには其職名、人名及餘人を以て代ふ可からざる理由を詳具し内閣に差出し内閣の認可を受けて之を本人即ち巡查看守其者の所管の大隊區司令官に通報するなりその職名人名もなく餘人を以て代ふへからざる理由を記載せざるものは内閣に於て詮議せらるるに差支あるは言を待たざるなり又既に免除の認可

の方法も腐蝕していさ鎌倉といふ場合に物の用に立さるべし費用支出の途は幾干も仕様あるべきを以て一年に二回位は缺くるとなく之れが演習を舉行するも豈に徒爾ならんや

● 火藥賣買高報告の期限

火藥類賣買營業者に於て賣買したる火藥類の種類數量を内務省へ報告する期限は内務報告例に規定ある通り毎年一月三十一日限り地方廳を差立るとなるが中には三十一日を以て差立へきものと心得らるゝにや一月の廿日頃に地方廳を出るは絶無なるよし從て三十一日の期限さへ後れがちにて二月の中旬に至るもいまだ揃はぬゆへ當局者は統計上差支へ居らるゝ趣なり事甚細なることなれども文書整理上に及ぼす關係は決して瑣細にあらず此の如き期限のあるものは地方に於ても期限を経過するとなきよう十分に注意あらまほしくこそ

● 囚徒遁走模擬運動會

とはいふ面白き新趣向にこそ、去月卅、卅一日のことかどよ、京都監獄の看守押丁百餘人打揃ひ、其内五六名は各々赤色の帽子を戴き赤色のツボンを穿ち恰かも囚徒に擬して同所二條藏に働き居る中看守人

を得たるもの免職するか又は餘人を以て代ふへからざる事故の止みたるときは尙ほ之を大隊區司令官に通報すると同様なりとす

● 規則の執行に寛嚴あるへからず

寒餘兩度の降雪共に數寸を積り地方の規則に依れば積雪は現住人に於て排除するの義務あるものとす故に巡查は各戸に就き排雪の事を勸諭するの例なり然るに本年は如何なる故にや兩度とも放任主義を執られ排雪の督促なきため處々積雪を残し大に道路交通の妨害になりしもの少とせす斯くては交通取締の實舉らず規則は死法とならん斯くの如き公衆の便否に關する規則の執行は可成寛嚴なきを希望す

● 非常召集の演習

各地散在巡查を不時に召集するを非常召集といふ此非常召集の方法は各他方とも大召集小召集二種に分別せりその大召集なるものは各署の巡查を一所に集むるものにして小召集とは所屬署限りの巡查を集むるなりこの二種とも警察上非常の場合に際し施行するものなれども時々其順序を演習せされは時に臨んで其用を爲さるゝとあり勿論その演習は費用を要するとなから費用の爲め演習を爲さるゝれば終に規定

の隙を窺ひ形の如く逃去るを看守人は驚く僞して直に其趣監獄署に急報し、夫より百二十三人計の看守押丁は一時に駈出して豫て隠合せたる通り上は北野下は五條東は同監獄署西は妙心寺を限りて逃去りし囚徒を搜し出すの計畫にて首尾よく囚徒を捕へしもの又は逃げ果せるものへは夫々賞品を與へるの掟なりしゆゑ當日は双方とも一生懸命に逐ひつ追れつする程に或は隠れ或は搜して知らず〳〵興味を覺ね歡を極めて散會せしものにて猶餘興として獄内にて囚徒か巧みに隠匿せるものを搜索する爲め運動會を終りし後一同御室山に赴き山中諸所に蜜柑數百箇を隠して之を採して其探り得たる數の多寡に應じて賞品を與へ其蜜柑を下物に山中にて懇親の宴を開きしとぞ流石は職務を荷くもせざる諸君子の遊戯なり吾輩は京都監獄吏員の精神を喜ぶものなり

● 看守點檢法に就ての疑ひ

各監獄に於て皆夫々看守の點檢法を規定しあり其方は大抵全國同一轍に出るか如しと雖予は之に就て疑團あるを以て聊か記して識者の明解を待つ首として予の感服せざるは劔とか捕縄とか手帖とかの號令を以て一齋に其品を捧持せしむるとなり是れ將た何

の意に基けるにや若しも劔呼子笛又は手帳の整否如何を檢査せんと趣旨ならば一人毎に看守長の前に來らしめて一品づゝ點檢するを要すへし十數名或は數十名の看守整列して各自手に其品を捧持し看守長は速歩にて列前を奔馳し依て其整頓せるや否を鑒別せんとす殆ど手品師の爲に類すとも言ふへきか予は點檢の手續を概略左の如く定められて如何と思惟す先づ「氣ヲ付ケ」、「右へ傲へ」番號等の號令の後必要なる命令を傳達し訓授すへき廉あれば之を行ひ、朝の點檢には當日の各自受持つへき方面を指示し其事悉く終つて「分レ」の號令を掛く此に於て各看守は未だ列を解崩せざる前に看守長に向て銘々敬禮を施し看守長之に答禮し尋て徐に解散す

右の手續とはれば頗る躰裁も好く實際にも適切なるへし若し夫れ看守長の自ら號令を下して各看守をして已れに向て敬禮せしむるか如きは予は實に其何の意に出るかを解するに苦むなり真逆自己に對して敬禮を強制するの趣意にもあらざるへし

劔呼子笛捕繩等の如き貨與品の檢査は毎週一回つゝ、期日を定めて之を施行して可なり看守の勤務を監督するの一大要品たる手帳に至りては毎日一回つゝ、看

●食糧の増減

在監人の一日一人の食料は監獄則第二十八條に據り作業にて増減することに相成居れり然るに一作業中にも幾多の等級ありて等級毎に科程を異にす仍ては科程の多寡も食料増減の一要素なるへしとの見解を抱く向もある趣なれども監獄則第二十八條の精神は専ら輕役と力役とを區別せしものゝ如くなるを以て食料の増減は科程の多寡に關せず一に役業の種類及所作に因るものなる由已に此旨越を以て其筋より答示せられたる向もあるやに洩れ聞きぬ

●在監人の點檢

は戒護上大切なることなり然るに中には員數のみ點檢し果して其何某なるや否は措て查問せず頭數の揃ひ居れば可なりとなすものあり是れ點檢の道を盡さるなり若し員數のみにて足りりてせバ甲房の者が乙房に入り居るも之を發覺するに由なし其居房を轉換するの事實は往々在監人中に行はるゝ所なり若し斯る事實のありとせば罪質別の成規を破るのみならず云ふへからざる弊害を生ず甚たしきに至ては警視廳監獄にて行はれたるが如く身代りの行はるゝに至る點檢の忽かせにすへからざるは事實に徴するも明

守長に於て特に檢閲するを要すへし夫の儀式的に表紙のみを一見して事了るか如き無益なる點檢なるに於ては寧ろ爲さるの簡潔なるに如かさるなり(山北の田夫野人投)

●餘罪發覺囚の處遇

囚人にして餘罪發覺する場合には刑事被告人となるを以て餘罪未決中の處遇方に就ては疑惑あり或は刑事被告人を以て處遇すへきものと云ひ或は囚人を以て待つへしと云ひ議論のあることなりしが其筋に於ては囚人を以て待ち就役せしむへきものとなし其旨伺出の府縣へ對して指令相成る趣なるに今以て右處遇方に就き疑團を抱き刑事被告人を以て處遇し定役にも服せしめざる處あるやに傳聞す斯る處に在ては其筋より或向へ指令せられたるか如く囚人を以て處遇し服役せしむることに改められたし成る程一時刑事被告人となると雖純然たる刑事被告人とは稍其趣を異にす何となれば餘罪發覺せし者は已に囚人の肩書を有す之を稱するには囚人兼刑事被告人とも云はぬばならぬものなれば囚人たるの身分は消滅せしにあらす又餘罪のため拘禁中の日數は依然前發の刑期に算入することに相成り居ればなり

かなり故に在監人を點檢するに當ては其員數を取調ふるは勿論尙ほ其姓名席次等も調査し必らず其某たることを確認する様注意ありたし

●房内へ書籍の差入

房内は及ふ丈清潔に保つ様注意を要するを以て房内に入れ置くへき物品は必要欠くへからざるものゝ外は可成之を許さるへき筈なるに獄監によりては注意を加ふるにも拘はらず本人の所有する書籍は其必要あると否とに關せず悉皆其請求に應じて房内へ差入るゝ處あり斯く多數の書籍を入れ置くときは房内檢査の際非常の手續を要し動もすれば物件を藏匿する所となり又房内の整理も自然に空しきに失するに至る其他弊害の多き枚舉に遑あらず若し規律的整理を望み弊害を未萌に防遏せんと欲せば書籍の如き看讀するものゝみ房内に差入れ他は之を取上げ置き漸次に引換差入れることになし一時に二冊以上は差入れさることに定められたし

●製造品の賣價

を定むるに或は器具の損料をも積算するあり或は之を除き只素品代價と囚人の工錢高と目安となし賣價を定むるあり各地一定に出さる由なるが凡そ物品を

製造して之を賣却せんとするには必ず利益を得んとを期するへし只賣ることのみを目的として損を爲すも可なりと云ふが如き愚は何人も敢てせざる處なるへし然らば製造品の賣價を定むるに當ては之に要せし材料手間賃は云ふまでもなく器具の損料に於て積算すへきものあれば之をも積算し以て損耗を招かざる様になすこそ物品賣却の道なるへし監獄製造の物品なればとて損して賣る様の仕掛に爲すには及はざるへしと信す

●賞表授與式等に於ける在監人の席次

賞表授與式等の際在監人を着席せしむるには各地其席次に就て疑を存し各其見る處を異にし規一出さるやに傳聞す果して然るや否確保し難しと雖賞表の多寡に因るの外は監房の順に従ひて着席せしむること穩當ならん但し一般上より順番に番號を逐ふて席次を定むるときは其次には下より逆順に番號を逐ふて席次を定むることにせはかならん

●鳥取縣典獄

たりし黒澤友益氏は非職となり同縣屬堀内久保氏其後任を襲ふて典獄に榮轉せられたり因に記す堀田氏は曾て同縣副典獄を奉職し監獄官練習所に來たり故

亦上官たるの禮を受くることを記したり之に對し左の如き疑問を起されしものあり

巡查部長の如きは單に一般巡查の執行事務を監督するの職權を付與せられたるに止るものにして巡查たる身分に於ては依然變更を來たさるるにも拘はらず今雜誌記者の註解の如く之を警部と同格なる上官の敬禮を施さしむるか如きに至ては頗る秩序を紊るの嫌ひなきにあらず雜誌記者の引證したる廿三年四月内務省訓令第十六號を視るに巡查部長は巡查の上班とし警部補に亞くの待遇を受くへきものとあるも上官とも又は警部同格ともなし雜誌記者は何に據りて之を定めたるか其憑據する所を明示せよ

記者は此疑問に對し解答するの義務を有せり因て爰に解を作ると左の如し

警察禮式は何者ぞ讀で字の如し之を換言すれば警察官吏たる者の敬禮式なり故に記者曩に禮式第二條の解に警部と同格にして普通巡查より見るときは上官たると勿論なりとせしは下文の昨年訓令第十六號に示す如く警部に亞くの待遇を受くへきものにして普通巡查より敬禮を施す場合には警部同

獄職務問セーパツハ氏の教授を受けたる人なり

●護送中傳染病に罹りし囚人取扱方

遞傳護送の囚人病氣に罹りし時は囚人護送手續第八條護送途中囚人病發するときは沿道警察本分署に付し治療すへし云々に據るは勿論なれども傳染病に罹りし時は之を警察署分署に於て治療することを得ざるを以て他の方法を執らざるへからず然るに此程某縣より内務省に伺出たるものありその大要に曰抗訴上告及豫審判事の令狀等に依り護送中六種傳染病に罹りしときは護送手續第八條に準據難致此場合に於ては如何に取扱可然哉と因て内務省は左の通指令を下されたりといふ曰囚人護送手續第八條に據り仍舊警察署分署に於ては最寄の避病院へ入れ又は避病院無之地に於ては醫員の指示に依り適宜の場所に於て治療を加ふる義と心得へしと

●巡查部長を上官と見做すの件

本會雜誌一たび警察禮式の註解を掲げしより地方購讀者の參考となると擧なからず爲めに其筋への問合せ質疑等も跡を絶つに至りし由は仄かに聞く所にして本會の大に面目とする所なりその註解中禮式第二條の部に於て上官たるの數を擧げし中に巡查部長も

様に爲すへきと明なればなりとある文字を惹起し以て巡查部長は普通巡查より敬禮するときは警部同格の上官たることを確めしなり警察禮式に依り官吏の身分を云々すへきものにあらざることは記者之を知れり故に第二條の註解に於て解きたるは敬禮の資格のみ即ち普通巡查より巡查部長に對する敬禮は警部同様たるべく上官たるの敬禮を施すへしと云ひしのみ何故に巡查部長は上官同様なる敬禮を受くへきものなるやに至ては註解既に之を悉くせり而して之を他の例に採るに陸軍に於ける上等兵は陸軍禮式第十七條上等兵は下士と同一の敬禮を受くことある規定に従ひ下士と同一の敬禮を受く此場合に於ては上官と同格なり陸軍禮式第三條に上官と稱するは階級の上なる者を云ふとあり然れども上等兵は仍ほ兵卒なり其身分に於ては甲乙あるとなし然るも階級の上なる爲め下士と同一の敬禮を受く此場合に於て禮式上上等兵を上官と見做すなり故に警察禮式に於ても敬禮上巡查部長は上官と見做さるゝなり記者敢て強辨せず巡查部長を以て上官とすると又は警部同格とするとの令違はるとなきは明々白々なり

言を疑問者に寄す雜誌記者の筆は足らざる所ありて此疑問を起さしめたるも其意は決て然るにあらす巡查部長なる職を尊敬して上官と云ひしのみ而して普通巡查より巡查部長に對する敬禮は警部に對すると同様なることは竟に論ふへからざるなり若し疑あらは去て其筋に問はるへし

●各府縣監獄署本會へ報告の摘要

○當縣看守教習所授業生河合楠吉、馬場重彦、村岡仙三、赤木權十郎、阿南彦馬、松島潤平の六名は第一回卒業試験に及弟せしを以て執れも卒業證書を附與す

兵庫縣監獄署

○本縣看守木村貞、山本建彦、水野勝次郎の三名は行狀方正勤務勉勵の廉を以て精勤證書を付與す

兵庫縣監獄署

○本縣上野監獄支署看守橋本文之丞、若林三郎の二名は内務省訓令第廿五號巡查看守精勤證書授與規則に據り執れも證書を授與す

三重縣監獄署

○本縣看守山崎信一、米屋與三郎の兩名は明治廿二年内務省訓令第廿五號に依り精勤證書を授與す

○當府看守榎木條三外十九名へ精勤證書を授與す

又當府看守教習所授業生廣下宣光、淺田武次郎、松木庄右衛門、庄司庸、光本京一、榎本榮三、金子金九郎、二本清哉、小山貢、村片慎太郎、柏木幸平、永松勘次、青木政生、手塚保太郎、村田翠聞、穴澤榮次郎、中原治左衛門、三上哲丸、藤尾定次郎、福地吉次、村上久吉、江口於菟馬、伊藤馨、海江田省三、池田茂、堤重太郎、眞弓眞之助、竹村兼吉、大山敏一、長岡濱次郎、中村直行、鎌田謙三、兒玉十郎、川村瀬平、杉本森次郎、鹽川忠太郎、岡井賢瑞、田口雄三の三十八名は一月十、十一の兩日卒業試験を爲せし處廣田宣光、淺田武次郎、松木庄右衛門、庄司庸、光本京一、榎本榮三金子金九郎の七名は優等にて殘る三十一名は及弟せしを以て一月十五日に執れも卒業證書を授與せり

大阪府監獄署

○本縣看守教習所授業生岡部金助、及び和田鐘次郎の兩名は第一回卒業試験に及弟し該卒業證書を授與す

栃木縣監獄署

又本縣看守教習所に於ては第一回受業生として新任看守伊藤忠、山本久平、管野友三、田中外喜男の四名を入所せしめ二ヶ月間修業の後十一月二十七、二十八の兩日卒業試験を執行したるに執れも好成績にて及弟せしに依り十二月一日卒業證書を授與せり

石川縣監獄署

○本縣看守教習所第三回授業生富田忠良、津川安次郎、加藤源太郎、片山彌之吉、加納武、大塚義清、平田英太、一場綾次郎の八名は客年十二月廿四、五の兩日試験執行せしに富田忠良は優等點に達し殘る七名は各々及弟したるを以て執れも同月廿七日に卒業證書を授與せり

岡山縣監獄署

○本縣看守監獄署詰小野覺一郎、加藤覺一郎、野津龜次郎、濱田監獄支署詰玉金啓吉、齊藤松三郎、及び西郷監獄支署詰北川猶次郎の六名へ精勤證書を授與す

島根縣監獄署

○本縣看守岩城富策、高階種次郎、塚本清咲、荒瀬明敬の四名へ精勤證書を授與す

静岡縣監獄署

法令註解

警察禮式註解

(承前)

第二十八條 行幸行啓ニ遇フトキハ前驅ノ稍前ヨリ道路ノ一側ニ停止正面シ車駕五六歩前ニ近クトキ最敬禮ヲ行ヒ五六歩過キ去ル迄其姿勢ヲ保ツヘシ皇族及外國ノ皇帝皇后皇族ニ於ケル亦同シ
前項ノ場合ニ於テ馬上ニアルトキハ其儘馬ヲ駐メ正面シ道路狹隘ニシテ之ヲ爲シ得ヘカラサルトキハ羈ヲ縮メテ馬首ヲ舉ケ乗車ナルトキハ下車スヘシ

本條以下ハ室外ニ於ケル進退動作ヲ示定シタルナリ室内ノ室外ニ於ケル其動止ニ於テ大ニ異ナルモノアリ

リ室内ナレハ自然ニ其進退及舉動モ閑雅ナル所アレトモ室外ニ於テハ舉動自ラ雜駁ニ流レ易ク禮儀ノ法ニ外レ易キ憂アリ故ニ行禮者ハ殊ニ注意シテ舉動ヲ慎マサルヘカラス

本條ハ室外否道路ニ於テ不意ニ行幸及行啓ニ行キ逢フタル場合ヲ定メタルモノニシテ道筋警衛ノ爲メニ配置シタル場合ト異ナレリ然レトモ其敬禮ヲ行フヘキ順序ニ就テハ毫モ異ナル所ナキヲ以テ道路警衛ノ爲メ配置シタルモノニモ適用スルコトヲ得

凡テ行幸若クハ行啓ニ出遇フトキハ車駕ノ一丁以内ニ來リシトキ進行ヲ止メ道路ノ一側殊ニ通行ノ妨害トナラサル所ニ停止シ道路ノ中央ニ向テ正面ニ以テ車駕ヲ迎フヘシ車駕既ニ近ツクコト五六歩即チ大約二間ノ距離ニ至リシトキ第八條ノ規定ニ從ヒ最敬禮ヲ行ヒ尙ホ最敬禮ノ姿勢ヲ解除スルコトナク車駕ノ通過スルコト五六歩即チ大約二間以外

標徴ナキチ如何セン皇太子殿下通御ノトキハ供奉員ノ服裝馬車ノ裝飾他ノ皇族ニ異ナルヲ以テ遠ク之ヲ望見シテ其皇太子殿下ナルコトヲ知ルヘキモ他ノ皇族ハ恐ラク遠ク望見ジテ之ヲ知得スル者ナカルヘシ況ヤ外國ノ皇族ニ對シテハ之ニ接近スルモ識別スルコトハ到底能ハサルヘシ然ルニ禮式ハ車駕ニ對スルト同様ナル方法ニ據ラシム困難ナリト云フハ此事ナリ記者私ニ按スルニ此困難ナル點ニ向テ諄々乎タルモノハ恐ラク規則ノ文字ニ拘泥セルモノニシテ規則ノ精神ニ通曉セサルニ坐スルノ僻見ヨリ出テシモノナラン何トナレハ條文ニ云フ所ハ上來ノ文字ヲ省略シテ單ニ亦同シトナセシハ全條ノ法式ヲ悉ク引用スルノ旨意ニアラスシテ皇族ニ對シテモ道路ノ一側ニ停止正面ニ五六歩前ニ於テ最敬禮ヲ爲シ五六歩經過スル迄其姿勢ヲ保ツヘシトノ意ナルヘシ然ラサレハ皇族ニ對スル場合ニ車駕トアルハ忌諱ナキニア

ナルニ至テ禮姿ヲ解除ス而シテ此車駕ヲ迎送スルトキハ注目スルハ勿論仍ホ面ヲ車駕ニ向ケテ迎送スヘキモノトス語ヲ換ヘテ之ヲ言ヘハ車駕大約二間ノ距離ニ近クトキ眼ト面トヲ車駕ニ向ケ車駕ノ通過スルニ從ヒ之ヲ見送り其既ニ二間以外ニ遠サカリシトキ之ヲ止ムルナリ

爰ニ困難ナルハ皇族及外國ノ皇族ニ對スル場合ニ於ケル敬禮ナリトス本條ニハ行幸行啓ノ場合ト同様ナル規定ナレトモ行幸行啓ノ場合ニハ前驅ノ之ヲ報スルアリ儀仗兵ノ供奉スルアリテ一見直ニ其行幸行啓ナルコトヲ知得スレトモ皇太子殿下以下皇族ニ至テハ前驅ナク儀仗兵ノ供奉ナク殆ント之ヲ見分ルニ苦ム其馬車ノ既ニ近キ御者ノ服裝馬車ノ紋等ニ依リ遇之ヲ識別スルコトヲ得ルモ其レサヘ平常之ヲ知ル者ニアラサレハ能ハス若シ乘馬ノトキニ於テハ其顔ヲ知ルニアラサレハ終ニ識別スルノ

ラス況ヤ前驅ノ稍前ヨリ云々トアルニ向テ皇族ニ對スル場合ハ如何ニ之ヲ比擬セント欲スルカ故ニ云ク亦同シトセシハ全條ノ法式ヲ悉ク引用スルノ旨意ニアリト斯ク論シ來レハ皇族ニ對スル路上ノ禮式ハ既ニ釋然タルコトナラン然レトモ皇族ニシテ勅使若クハ陛下ノ御名代等ノ場合又ハ皇太子殿下及皇族ノ通行ナルコトヲ前知シタルトキニ於テハ本條ニ據リ其乘馬若クハ馬車ヲ車駕ニ擬シ前驅ナキモ相當ノ距離ニ於テ停止正面スヘキハ言ヲ待タサルナリ外國ノ皇帝皇后ニ對スル禮式ハ皇族ト同シカラス之レニ對シテ道路ノ警衛モセサルヘカラス前驅後從總テ車駕ト異ナル所ナキヲ以テ誰カ之ヲ謬リ見認ムル者アランヤ況ヤ外國ノ貴賓ヲ款待スル國際上ノ義務トシテ之レニ對スル禮式上ノ規定ハ車駕ニ對スルモノト毫末モ差異アルヘカラス然レトモ若シ微行遊歷ニシテ其外國ノ皇帝皇后タルノ資格ヲ韜晦シ

テ通行セラル、トキハ如何ニ處シテ可ナルヤノ疑問アリテ區々ナル解釋ヲ下ス人モアルカ如此疑問ハ一ノ問題ヲ設ケテ釋者ヲ弄スルニ過キサルナリ何トナレハ如何ニ物好キナレハトテ姓名身分ヲ詐稱韜晦シテ遠ク異域ニ遊歴スルモノアラサルヘク皇帝皇后ノ貴ヲ以テ豈ニ斯クノ如キ輕々シキ行爲アルヘキモノナランヤ縱物好キニ其身分ヲ韜晦シテ來遊アルコトアリト假定セヨ此場合ニ於テハ皇帝皇后タルコトノ資格ナク從テ其皇帝皇后タルノ待遇モナキヲ以テ我ニ於テ之ヲ知ルヘキ筈ナキカ故ニ此場合ニ於テハ之レニ對スル禮式ヲ行ハスシテ可ナリ之ニ反シ假令微行ニテモ皇帝皇后タルノ資格ヲ失ハス換言スレハ皇帝皇后トシテ來遊アリシトキハ之レニ對スル敬禮式ハ本文ノ通り之ヲ行フヘシ

第二項ノ規定ハ行禮者乘馬ノ場合ヲ云フモノニシテ禮式ノ條則中缺クヘカラサルモノタリ乘馬ニテ通行

此文意ハ若シ狹隘ノ道路ニシテ正面ノ方向ヲ執リ得ヘカラサルトキハトスレハ明了セシ乃チ狹隘ノ道路ニ於テ車駕ニ行キ逢ヒ馬首ヲ正面ニスルコト能ハサルトキハ輻ヲ緊收シテ馬首ヲ舉テ以テ正面スルノ代リトシ仍ホ最敬禮ヲ行フコト正面シタルトキト異ナルコトナシ又乘車ナルトキハ下車スヘシトアルニ對シテモ補綴セント欲ス則チ乘車通行ノ際車駕ニ行キ遇フトキハ適宜ノ距離ニ於テ車ヨリ下リ前項ノ規定ニ從ヒ道ノ一側ニ於テ最敬禮ヲ行フナリ而シテ此車トアルハ馬車人力車ノ區別ナク都テ下車スヘキモノナリトス

皇宮警察官禮式并ニ陸軍禮式ヲ參考ニ供ス

(皇宮) 第五條 馬上ニ在ルハ最敬禮ハ正面ノ方向ヲ取リ馬ヲ駐メテ禮式ヲ行フヘシ

(陸軍) 第二十條 乙 室外ノ敬禮 其一

第六項 軍人途上ニ於テ 行幸行啓ニ遇ノキハ前驅ノ轡前ヨリ道路ノ一側ニ停止正面(乘馬ハ其儘乘車ハ下車)シ車駕六歩前ニ近クテ敬禮ヲ行ヒ六歩過キ去ル迄此姿勢ヲ保持シ

(未完)

ノ際 通輦ニ遭遇セシトキ若シ下馬スヘキモノトセシカ混雜ノ際馬轡ヲ控ユル爲メニ禮式ノ姿勢ヲ整ヘルコト能ハス却テ禮式ノ本体ヲ失ヒ缺禮ノ場合ニ陷ルコトナシト云フヘカラス又場合ニ於テハ至急進行ヲ要スルトキ下馬スルノ違ナキコトアルヘシ其他種々ノ關係ヨリ下馬スルノ煩ヲ避ケ馬上ノ禮式ヲ定メタルナリ此項ヲ解釋スルニ方テハ文字ノ足ラサル所ヲ補綴スルニアラサレハ瞭然タラサルモノアリ則チ其儘馬ヲ駐メ正面シテアリテ禮式ノ行爲ヲ言ハス是レ行禮セサルニアラス馬上ニ在テ最敬禮ヲ行ヒ且前項ノ如ク車駕ヲ迎送スルコトモ同様ナリトス今此項ヲ解釋スルニハ左ノ如クスルヲ以テ適當トス則チ其儘馬ヲ駐メ正面シ前項ノ如ク最敬禮ヲ行フヘシトスクスレハ馬上ナカラ最敬禮ヲ行フコトハ明了ナルヘシ次ニ又解釋上文字ヲ補綴スルヲ要スルハ道路狹隘ニシテ之ヲ爲シ得ヘカラサルトキトアル所ナリ

●正誤

- 前號法令註解ノ部二十六頁上段九行目下「官ハ下班ノ者ノ誤」
- 同部二十七頁下段末行「合場ハ場合ノ倒置」
- 同部二十八頁上段七行目「アリハアルノ誤」
- 同部二十九頁上段末行「物件ハ事物ノ誤」
- 同部三十頁上段十五行目「忍ハ怒ノ誤」
- 同部三十一頁上段五行目「骨體ハ脊體ノ誤」

●巡查採用規則註解 (承前)

新定ノ技藝試驗法ヲ從前ノ標準ニ照ラスニ稍愈レルモノアリ標準ニハ甲種乙種ノ二種目ニ分タレシモノナレトモ新定ノ規則ハ之ヲ分タス又標準ノ乙種ニハ歴史地理ニ關スル目ナク法律規則ノ目ニハ刑法治罪法ヲ缺ケリ其他作文算術寫字ニ至ルマテ卑近ナルモノヲ擇ヒタリシモ新則ニハ悉ク之ヲ除キ標準ノ甲種ノ目ヲ斟酌シ高キニ失セス卑キニ流レス巡查タルニ必要ナル教育ノ有無ヲ驗スルニ足ル丈ケノ科目トセシハ頗ル當ヲ得タル撰定ト謂フヘシ

(一) 刑法刑事訴訟法警察法規等ノ大要ニ通スルトア

ルニ對シ其行文ノ意義ヲ解シ得サルノ疑アリ何トナレハ大要ニ通スルトハ唯刑法ハ何ノ爲メノ法律訴訟法ハ何ノ爲メノ法律ト云ヘルカ如キ其大要ヲ知レハ可ナリト推測スル是レナリ本項ノ旨意ハ斯クノ如キモノニアラス此驗定ハ刑法刑事訴訟法ハ勿論警察法規(是レハ内務省警保局編纂ニ係ル總テ警察事務上ニ屬スル法令ヲ輯集セシモノナリ)ヲ受験者ニ示シ其中ニ就テ二三ノ條項ヲ撰ミ之ヲ講述シ若シクハ義解ヲ爲サシム尤モ眞ノ大意ヲ摘ムヲ要ス斯クテ其陳述スル所肯綮ニ當ル者ハ之ヲ可トスルナリ此大要ニ通スル者トアルハ次項ノ大略ニ通スル者トアルトハ其旨意ヲ異ニセリ大要ニ通フルハ之ヲ義ニ取レルナリ委シク言ヘハ條文ノ意義ヲ解スルコトヲ規定シタルモノニシテ口頭ノ問答ニアラス書籍ニ就テハ其意義ノ大要ヲ講述セシムルノ謂ナリ

(二)本邦歴史及地理ノ大略ニ通スルトハ前項ノ大要

ニ通スルトアルモノト異ナリテ其試験法ハ口頭問答トス即チ試験官ハ受験者ニ向テ帝國ノ沿革若クハ一事蹟ニ就テ問テ與ヘ受験者ハ暗記ノ儘ニ答フルナリ、本邦歴史トアレトモ古事記ノ如キ古代史ニ就テ試験スルニアラス日本史略皇朝史略日本政記日本外史ノ如キ書籍ニ載セラレタル著明ナル事蹟若クハ沿革ニ就テ問テ與シ受験者ハ其大略ヲ答辨陳述スルモノトス此項ハ書籍ヲ與ヘテ讀マシムルニアラス其學識ノ度ヲ測ル爲メニ腦中蓄積スル所ノモノヲ言ヒ顯ハシシムルナリ

(三)假名交リノ論文及普通往復文ヲ作ルトハ文章ノ拙巧ヲ檢スルニアラスシテ其者ノ文筆ノ識ハ如何ナル度ニ於テ思想ヲ言ヒ顯ハスカチ試験スルナリ凡ソ文章ナルモノハ自己ノ意思ヲ他人ニ知ラシムルノ媒介物タルヲ以テ其巧拙ハ姑ク措キ意義ノ開通思想ノ啓發皆ナ文章ヲ作ルノ要義タリ文章ニシテ法則ニ外

レタランカ自己ノ意思ト他人ノ解釋ト背馳シテ全ク齟齬反對ノ事ニ判斷下シ爲メニ少ナカラサル損害ヲ與ヘ不測ノ不都合ヲ惹起スルコトアリ況ヤ刑事被告事件ノ告發、探偵報命書等ノ文章ニシテ法則ヲ外レタルトキ其意義ノ相反スル場合ニ於テハ或ハ有罪人ヲ無罪トシ無辜ヲ有罪者トスルカ如キ結果ヲ生スルニ至ルヘシ是レ文章ヲ試験スルノ要點ニシテ普通教育ヲ授ケサル教習生ニ缺クヘカラサルモノタルヲ以テナリ

其試験ニ假名交リノ論文ヲ起草セシムルハ文章上ニ於ケル教育ノ度ヲ測ル爲メナリ論文ナルモノハ問題ニ對スル主意其基因及判定ノ三ノモノヲ臚列シテ筆頭ニ顯ハスモノナレハ受験者ノ腦裏ニ蘊蓄スル所ノ學識思想ヲ暴露シ十分ナル考案ノ下ニ作成セルヲ以テ既ニ其學識思想ヲ推量スルコトヲ得又筆ヲ弄シテ思想ヲ言ヒ顯ハスコトノ巧拙モ判定スルコトヲ得ヘ

シ是レ論文ノ科目ヲ設ケラレタル所以ナリ其假名交リノ文章ト定メラレシハ文章ノ平易ナルヲ貴フヲ以テナリ故ニ若シ筆ヲ弄シテ漢文ノ答案ヲ作リシ者アルトキハ破題トシテ再試験ヲ行フノ外之ヲ採用スヘカラス科目ニ合格セサル答案トシテ廢棄スルヲ以テ正當トス

普通往復文ナルモノハ平易卑近ノモノナリ之ヲ試験スルハ前文ノ論文トアルニ對シ釣リ合ノ取レヌ試験法ナリト難スル人アリ然レトモ論文ト往復文トハ全ク性質ノ異ナルモノナレハ之ヲ試験スルハ必要缺クヘカラサルモノト謂ヘシ凡ソ學生トシテ常ニ教習スル所ノ文章ハ重モニ論文若クハ記事文ニシテ往復文ヲ作ルハ甚稀ナリ好シ往復文ヲ作ルモ事ニ托シ物ヲ寄セテ高尚優美ナル文章ヲ弄スルヲ以テ例習トスルカ如シ斯クテハ普通ノ往復文即チ實事ヲ處分スル上ニ要用ナル往復文ハ却テ之ヲ作り得サルカヲ疑フ

ナリ故ニ普通ノ往復文即チ寒暄、吉凶、訪問、挨拶、之ニ對スル回答文ヲ作ラシメ以テ之ヲ檢定スルナリ
 豊ニ平易卑近ナリトテ之ヲ試験セサルノ理アラシヤ
 此試験ニ普通往復文トシ別ニ官用往復文ノ試験ヲ爲
 サルハ受験者ハ是迄官ニ在ラス毫モ官ノ事ニ關レ
 ス若シ官用往復文ヲ以テ試験スルトキハ受験者ノ迷
 惑ナルヘキヲ以テ故ラニ普通文トセラレシナリ普通
 文ノ作爲ニ差支ヘサルモノハ官用文ハ多日ヲ要セス
 シテ習得スヘキハ言ヲ待タス

(四)算術ノ科目ニ於テ加減乗除ヲ爲シ得ル者トノミ
 アリテ其加減乗除ハ算盤法ニ依ルカ又ハ筆算法ニ依
 ルカ其明文ヲ掲ケサルヲ以テ執レノ法ニ由テ試験ス
 ヘキモノナルカ聊疑ナキ能ハス然レトモ元來算術ノ
 科目ヲ試験スルハ受験者ノ算術上實地應用ノ巧拙遲
 速ヲ驗スルニアラスシテ受験者ノ知識算術上ニ如何
 ナル作用ヲ爲スカチ見ルニ在ルヲ以テ之ヲ試験スル

判定ヲ爲スニハ常ニ算術ノ關係ヲ離ル、コト能ハス
 微細ナル思考力ヲ養成スルモ算術ノ力與ルコト多キ
 ニ居ル殊ニ算數ノ理ヲ解セサルモノハ理義ニ疎キハ
 既ニ歷然タル事例アリ諸ノ如ク算術上ニ及ホ
 ス利害ノ夥多ナルハ以テ人類普通ノ教育ニ缺クヘカ
 ラサルヲ見ルヘク從テ學術智識ノ度モ亦之ヲ測量ス
 ルヲ得ヘシ只標準ノ如ク比例以上ノ算術ハ既ニ普通
 算術運用上ノ度ヲ超ヘ稍々高尚ニ失スルノ嫌アリ故
 ニ試験科目ハ本則規定ノ度ニ於テ十分ナリト思考ス
 其比例以上ノ學術アル者ニ至テハ唯加減乗除ノ試験
 ナ容易ニ爲シ得ルト云フニ過キサルノミ
 (五)普通ニ楷書又ハ行書ヲ書キ得ル者トセラレシハ
 強チ書体ノ善良ナルヲ要セサルヲ以テナリ普通ニト
 云ヘルハ俗諺ニ所謂十人並ト同様ニシテ特別ノ意味
 ナ含マサルコトヲ明ニセシナリ楷書又ハ行書トアル
 ハ楷書ナル文字ハ普通ニ教育ヲ受ケシモノニテハ正

ニ當テハ受験者ノ好ム所ニ從ヒ算盤ナリ筆算ナリ自
 由ニ任セテ其能力ノ有無ヲ驗スルヲ以テ試験ノ能事
 了レリトシ其方法ノ如何ハ之ヲ定ムルノ必要ナキヲ
 此ニ之ヲ明定セラレサリシモノナリ

從前ノ標準ニハ算術ノ科目ニ甲種ハ正比例轉比例ヲ
 爲シ得ル者トシ乙種ハ加減若クハ容易ナル乗除ヲ爲
 シ得ル者トアリシチ本則ニ於テ單ニ加減乗除トセラ
 レシハ頗ル當ヲ得タル定メ方ナリトス巡查ハ其本務
 トスル所ハ警邏巡察ニ在リ算術ノ如キモノハ入用ナ
 キヲ以テ之ヲ試験スルハ不必要ナルカ如キ感アレト
 モ其實体ノ作用上ヨリ論スレハ決シテ然ラサルヲ見
 ル何トナレハ巡查タル本務ヨリ言ヘハ算術ハ書記計
 算ニ從事スル者ニ入用ニシテ巡查ハ算術ヲ要セス算
 術ノ如キ微細ナル事業ハ却テ巡查ヲ弱了スルノ傾ア
 レハナリ然レトモ學術及智識ノ度ヲ測リ腦力ノ作用
 ナ驗スルニ於テ算術ハ最必要ノ具タリ事物ノ推測及

楷ノ文字ヲ知ラサル者多シ故ニ楷書ト限ルトキハ或
 ハ差支チ生スルヤモ測リ難キヲ以テ行書ニテモ妨ケ
 ナキコトヲ示シタルナリ行書迄ハ試験スレトモ草書
 ノ試験ヲ行ハサルハ職務上草書ノ必要ナク寧ロ職務
 上ニ在テハ草書ヲ書サルヲ貴フナレハ斯ク楷行ト限
 リシナリ若シ書法作字ノ試験ナレハ草字ヲ作ラシム
 ルニアラサレハ其解否チ知ルヘカラサルモ本項ノ主
 旨ハ書寫シタル學文ノ誤謬ナク且字痕明瞭ニシテ讀
 ミ違ノヲナク又ハ思考ヲ費ヤサ、レハ讀ミ得サルカ
 如キコトナケレハ可ナリ

第五條 巡查ノ試験ハ廳府縣巡查教 習所ニ於テ警部二名以上立合ノ上 巡查教習所長之ヲ施行スヘシ

志願者体格ノ検査ハ何人ニ於テ之ヲ掌ルカ本則之レ
 カ明文ナキヲ以テ各地方或ハ區々ニ渉ルヘシトノ懸
 念アラシカナレトモ体格ハ醫員ニアラサルヨリハ得

テ之ヲ知ルヘカラス故ニ特ニ明示セサルモ各地方ニ於テハ醫員ヲシテ之レカ検査ヲ主掌セシムルコト疑ナシ技藝ノ試験ニ至テハ試験問題サヘ定メ置クトキハ何人ト雖之ヲ試験シ得ヘキヲ以テ若シ試験者ヲ定メ置カサレハ區々ニ流レ甲嚴乙寬又ハ一ハ密一ハ粗ナル方法ヲ用井且嚴重ナル方式ニ於テスルモノト簡單ナル方式ニ於テスルモノトノ差違ヲ生シ其甚シキニ至テハ雇員等ニ一任スルノ弊ニ陷井ルニ至ルヘシ是レ殊ニ本條ヲ設ケテ試験官及立會者ヲ明定セシ所以ナリ

試験ノ事タル重且嚴ナラサルヘカラス故ニ志願者ヲ試験スルトキハ必ス試験場ヲ設ケ一定ノ時間ヲ限リ警察部若クハ警察署ノ警部二人以上ニ命シテ之レニ立會ハシメ教習所長主掌トナリテ試験ヲ爲ス其問題ヲ配付シ及答案ヲ集收スルハ教習所ノ教員ヲ以テ之レニ充ツヘシ決シテ雇員等ヲシテ場内ニ入ラザムヘ

納ルハモ其ニ之ヲ議スルノ權アリ故ニ地方ニテモ國庫ニテモ實際ニ節儉シ得ル方ヲ可トス

第二國庫支辨ヨリ地方ニ委ヌル方取締嚴重ニテ無駄少キ事

第三囚徒ノ食料買入ニモ國庫ニテ取扱フ時ハ御用商人ノ手ヲ經レトモ地方ニテ辨スレハ地方議會ニテ米麥ノ相場ヲ正シ建築モ監督シ囚人ノ作業ニマテ注意ノ行キ届ク事

右ハ演繹的ノ議論ナレハ別ニ論スルヲ要セス或ハ然ルモノモアラン

島田氏ハ其證據トシテ左ノ事ヲ舉示セリ

最近ノ調査ニ據レハ(政府提出議案參考書ニ據ル)國庫及地方費ノ維持ニ係ルモノハ左ノ如シ

囚徒人員 經費 囚人一人ニ付

國庫 徒刑以上

地方 未決囚

五二、六四七 三〇、六五二 二二、〇〇〇

五七

カラス且問題ノ漏洩ヲ嚴重ニ妨遏スヘシ若シ問題ヲ漏洩スルトキハ受驗者ノ間ニ幸不幸ヲ與ヘ試験ノ好結果ヲ收ムルコトハ爲シ得サルナリ (未完)

寄書

監獄ノ經濟ヲ問フ

吳 文 聰

毎日新聞第六千三百四十三號(廿四年一月十七日)ヲ見ルニ島田三郎君ノ監獄費ニ關スル意見アリ以テ監獄費ヲ國庫ニ移スノ不可ナルヲ論證セリ

今其要旨ヲ摘錄スレハ左ノ如シ

第一明治廿三年以前ニハ國會ナク同廿三年以後ニハ國會アリ國會ナキ時ハ國稅殖ヘ國庫餘裕アルモ人民ニ其使用途ヲ議スルノ權ナカリシ方國會開ケシ後ハ租ヲ地方ニ負擔スルモ地方ノ費用ヲ國庫ニ

右ニ就テ見レハ國庫支辨ニ係ルモノハ一人ニ付八十圓地方ノ支辨ニ係ルモノハ一人ニ付五十七圓ナリ然レハ之レニテハ國庫支辨ノ方ニハ官吏ノ給料ヲ含ムカ故精密ノ計算ト云ヒ難キヲ以テ今集治監ニ於ケル典獄看守長等ノ給料八萬三千七百圓ヲ控除スヘシ然レハ則チ國庫支辨ノ方減シテ一人平均七十三圓トナル之チ地方支辨ノモノニ比スレハ一人ニ付十六圓ノ多費ナリト

右ハ島田君ノ演說ノ要旨ナリ余不偏不黨ナリ殊ニ余カ專攻ノ學問上ニ於テハ然リト明言ス

サテ余カ思フニ此經費ノ差ハ果シテ島田君ノ述ヘラルハ如ク物品ヲ高買スルカ如キ避ケ得ヘキヲ歸スルヤ將タ囚人ノ取扱其他避ケ得ヘカラサル理由存スルヤ是レ余カ知ラント欲スル所ナリ例ヘハ集治監ノ罪人ハ重罪犯ナルカ故看守押丁等多キヲ要ストカ或ハ一方ハ麥八分ニ米二分ヲ用ヒ一方ハ麥七分ニ米三

分チ用ユルトカ一方ハ衣服カ自辨ニテ一方ハ仕着セ
ヲ要スルトカ立派ナル道理アリヤ又現在實際ハ斯ル
相違アリトスルモ其相違ハ改正シテ同一ニ歸セシメ
其費用モ亦同一ニ低減シ得ルモノナルヘキヤ是レ知
ラント欲スル所ナリ

囚人一人ニ付十六圓ハ巨大ノ相違ナリ宜シク其相違
ノ起ル本源ヲ知ラサレハ可否ヲ斷ス可ラス此本源ヲ
搜索スルハ經濟統計ノ適任ナリ

又一人當リノ經費ハ多數人ナレハ廉價ニツクハ物ノ
理ナリサレハ一人當リノ獄費ヲ低減センカ爲メニ重
罪人ノ多數ヲ顧フモノハアラシ此處モ亦一考ヲ要ス
ヘキモノナリ

蓋シ統計ノ困難ハ計數ノコトニハアラスシテ特種ノ知
識(即チ監獄事務ノ如キ)ヲ得ルノ難キニ在リ余ハ十
數年來統計學ヲ研究スレト監獄ノコトニ暗シ此事ニ
付キテハ斷乎トシテ調査ノ目的立チ難シ先ツ左ニ余

營繕費

在府縣獄囚徒費

計

二〇六五四
一二五七八
三八九七五九

地方費ニ係ル費用即チ府縣監獄囚徒費及建築修繕費
トハ前表中囚徒費及營繕費ニ當リ内部ニ含ム所聊カ
モ異ナルナキヤ果シテ然ラハ三十八萬圓中二十萬七
千五百三十八圓ノミ囚人ニ配當シテ以テ地方囚徒一
人ニ對スル費用ニ相對スルモノナルヤ左スレハ此費
用ハ一人ニ付六十八圓六十錢ニ過キス此邊ニ關シ直
接ニ監獄事務ニ從事セラル、諸君子ノ教ヲ乞フ但シ
學問上ノ事ナレハ至公至平ノ報知ヲ望ム
記者曰ク本誌論說欄內國庫支辨ノ監獄費ト地方稅
支辨ニ係ル監獄ノ比較ニ就テト題スル論文ハ最
モ精確ナル回答ナルベシト思惟ス寄稿者幸ニ一讀
アレ

ノ知り得タル事實ヲ掲クヘシ(統計年鑑內務省統計
報告ニ據ル)

東京宮集治監囚徒 城三池	同經費	一人ニ付
二十年	四五八二	四九〇〇
二十一年	四七六〇	一〇〇〇〇
二十二年	三〇二五	一八八〇〇
二十年	五四四一	三三八一〇二
二十一年	五〇九一六	二八八七七三
二十二年	五三六四二	二七一一三九七
今明治廿二年及三集治監ノ經費科目ヲ視ルニ左ノ如シ		
囚徒費		一八六八八四
俸給諸給及雜給		一一二九〇一
廳費		三四九四七
旅費		二一七一五

●刑事被告人ノ制裁ニ就テ

東京 鴨水生

本誌看讀諸君ノ既ニ知了セラル、如ク其第三編第一
號ニ工藤襄君ナルアリ刑事被告人ノ獄則違犯者ニ對
スル制裁ナキヲ痛論セラレタリ生ハ素ヨリ參同否獨
リ生ノミナラス恐クハ當局者中八九ハ皆ナ同感ナラ
ン如何トナレハ刑事被告人ハ帝國人民中一種浸スヘ
カラサルノ特權ヲ享有スルモノナラシメハ始メヨリ
揭示條目ヲ示サ、ルノ勝ルニ如カサラン若シ之ノ條
件ナク單ニ無罪純白ノ一要素ヲ以テ之レヲ待ツトセ
ン乎生ハ大ニ惑ヒナキ能ハス諸君ノ知ル如ク揭示條
目ハ(スルヲ得又ハスベキモノトス)等ノ許可法ナ
レハイザシラス該項目ハ皆ナ(ス可カラス或ハス可
シ)等ノ禁止法ニアラスヤ苟モ一旦之ヲ禁止シタル
以上ハ之ヲ犯スモノナキヲ期セサルベケン之レヲ期
スルハ制裁力ニ依ラスシテ將ク何ニカヨラン或人古

ヒタル説ヲ擔ギ出シテ曰フ刑事被告人ハ無罪純白ナリ如何ソ不祥ノ獄則チ以テ罰スルコトヲ得ント嗚呼是レ何ト云フコトソ抑モ刑事被告人ノ衣食住其他百般ノ事ハ何ソノ法典ニ掲クルヤ皆ナ四人懲治人ト均シク監獄則中ニ明記シタルニアラスヤ衣食其他百般ノ事ハ四人ト同シク其處遇ヲ受クルヲ不祥トセス單リ罰則ニ於テ之ヲ不祥トスルハ生ノ大ニ解スル能ハサル所ナリ今ニ或ル人ニ數百歩ヲ譲リ假リニ獄則チ以テ之ヲ罰スルヲ懲當ナラストセハ何ソノ刑事被告人懲罰例又ハ刑事被告人懲戒例ヲ設ケサル見ヨ官吏ニ懲戒例アリ諸學校生徒ニ罰則アリ軍人軍屬ハ陸海各刑法ヲ異ニス官吏生徒ハ無罪純白ニアラスヤ軍人軍屬モ無罪純白ニアラスヤ而ノ尙ホ之ノ制裁アリ然ルニ單リ刑事被告人ニ至リ之レヲ罰スルコトヲ得スト云フニ至テハ生其ノ理ノ在ル所ヲ見出スコト能ハサルヲ如何ンセシ其ノ之レヲ罰スルヲ能ハスト云フ

以テ警視廳官制ヲ改正シ同日勅令第三十五號ヲ以テ警視廳高等官俸給令ヲ定ム、典獄ノ年俸ハ千二百圓トナレリ又同日勅令第三十六號ヲ以テ監獄書記及看守長ノ俸給令ヲ定ム降テ七月二十四日ニ至リ勅令第百十八號ヲ以テ高等官俸給令ヲ改正シ典獄ノ年俸ヲ千圓ニ改ム

七月二十四日勅令第百一十一號ヲ以テ北海道廳官制ヲ改正ス其著シキ事項ヲ舉クレハ同廳監獄署ニ典獄一人ヲ置キ其位地ヲ奏任ニ進メ又副典獄ノ名稱ヲ廢シタルニ在リ隨テ監獄ノ名稱ヲ改メ監獄署監獄支署ト爲シ札幌ニ在ルモノヲ北海道廳監獄署トシ典獄之ニ居リ他ハ皆監獄支署ト爲シ各支署長ハ書記ヲ以テ之ニ充ツルコト、ナレリ

同日勅令第百八號ヲ以テ北海道集治監官制ヲ定メ大ニ其組織ヲ更革シ分監ナルモノヲ置キ集治監ニ屬セシム即チ職員ニハ典獄分監長、書記、看守長

ノ眞理ヲ知ラスシテ徒ラニ法文ニ雷同スルモノハ生以テ狂人トセシ痴漢トセシ俱ニ事ヲ議スルニ足ラサルモノナリ大方ノ諸君ヨ生ハ工藤君ノ教唆ニ依リ喋々喃喃スルモノニアラス偏ニ之レヲ罰ス可カラストスルノ眞理ヲ聞カント欲スルモノナリ願クハ明教ヲ客ム勿レ

雜錄

●明治廿四年中ノ監獄記事

明治廿四年中ニ發生セシ我カ監獄事業ニ關スル重要事項ハ勤メテ當時ノ本誌上ニ掲載シ以テ讀者諸君ニ報導スルコトヲ怠ラザリシ然レモ尙ホ欠漏アルヲ保難ク又散逸閱覽ニ不便ノ虞モ之アルニ依リ更ニ重要事項ヲ左ニ摘記シテ以テ瀏覽ノ便ニ供セント欲ス一官制俸給令ノ改正 四月一日勅令第三十四號ヲ

監獄醫ヲ置ク、典獄ハ一人奏任トス北海道廳長官ノ指揮監督ヲ承ケ監獄ノ事務ヲ掌理ス、分監長ハ三人奏任ニシテ各分監ノ長トナリ典獄ノ指揮監督ヲ承ケ分監ノ事務ヲ掌理ス、書記看守長監獄醫ハ判任ニシテ教誨師ナルモノハ判任待遇トス、副典獄ノ名稱ハ之ヲ廢ス

同日勅令第百十六號ヲ以テ集治監假留監看守人員及俸給ニ關スル條項中ニ北海道集治監ニ限リ勤積滿五年以上ニシテ勤勞拔群ナルモノニハ現俸四分ノ一以內ノ加俸ヲ給スルコトヲ得ル旨ヲ追加ス同日勅令第百十九號ヲ以テ北海道廳高等官ノ俸給令ヲ定ム同廳典獄ノ年俸ハ八百圓トス同日勅令第百十五號ヲ以テ集治監及假留監典獄ノ年俸ヲ定ム其給額左ノ如シ

東京集治監典獄 千四百圓
三池集治監典獄 千四百圓

宮城集治監典獄 千 圓

兵庫假留監獄 千 圓

北海道集治監典獄 千八百圓

北海道集治監分監長八百圓

同日勅令第八十八號ヲ以テ内務省官制ヲ改正シ監獄巡閱官ハ従前ハ參事官ノミナリシヲ書記官ヲ之ニ加ヘ參事官并書記官ヲ以テ監獄巡閱官ニ充ツルコトニ改マレリ

七月二十七日勅令第二百二十號ヲ似テ地方官々制ヲ改正シ、大坂府典獄ハ特ニ年俸千圓ヲ給シ得ルコトヲ定ム

一典獄ニ特別任用ノ資格 七月二十四日勅令第一百十三號ヲ以テ北海道集治監分監長及北海道廳典獄ノ特別任用ノ件ヲ定ム曰ク五ヶ年以上上官務ニ從事シ現ニ判任官六級以上ノ俸給ヲ受クル者ニ限り當分ノ内試験ヲ要セス文官高等試験委員ノ監督ヲ經テ

官ヲ以テ待遇スルコトヲ定ム

一旅費 八月十四日内務省訓令第十六號ヲ以テ監獄醫及教誨師ノ旅費額ヲ定ム

一禮式 八月十七日内務省訓令第十九號ヲ以テ看守長及看守禮式ハ警察禮式ニ據ルヘキコトヲ定ム

一監獄官練習所 三月三十一日第二期受業生ノ終業式ヲ舉行セラル正規ノ練習ヲ卒ヘ此終業式ニ與リタル受業生ハ實ニ九十四人ノ多キニ居レリ、第三期受業生ハ十月十五日ヲ期シ出京スヘキ旨ヲ其筋ヨリ通達セラレ其召集ニ應スヘキ受業生ハ己ニ

各府縣共撰抜ナリシ或ハ内命ヲ受ケテ正ニ行李ノ整理ニ忙ハシキ場合ニ際シ焉ソ圖ラン教師獄務顧問セーバツハ氏一朝病ニ罹テ終ニ起ズ故ヲ以テ第三期受業生ノ召集ハ暫時見合ハスコト、ナリ終ニ開所ノ運ニ至ラサリキ監獄改良ヲ急務トスル今日ニ當リテ練習所ノ閉所ハ惜ミタモ尙ホ餘アルナリ

任用スルコトヲ得但銓衡ヲ經テ任用シタル北海道集治監分監長及北海道廳典獄ハ高等試験ヲ經ルニアラサレハ他ノ高等官ニ轉任スルコトヲ得ス

十一月二十六日勅令第二百三十七號ヲ以テ典獄府縣ニ任用スル判任官ハ現ニ四級以上ノ俸給ヲ受クル者ニ限ルコト、ナセリ

一北海道集治監及同分監ノ位地 七月三十日内務省告示第三十五號ヲ以テ定メ本監ヲ樺戸ニ置キ之ヲ北海道集治監ト稱シ空知釧路ノ二集治監ハ分監トナシ空知分監釧路分監ト改稱ス而シテ更ニ網走ヘ分監ヲ設ケ網走分監ト稱ス

一補充費途 七月十五日勅令第七十六號ヲ以テ、看守俸給及給助、囚徒及在監人諸費、看守及巡查滿年賜金ヲ明治二十四年度歳出豫算中第一豫備金ニテ、補充シ得ヘキモノト定ム

一看守待遇 八月十日勅令第七十號ヲ以テ判任

一監獄ノ巡閱 四月獄務顧問セーバツハ氏命ヲ奉シテ福島縣宮城縣岩手縣青森縣及北海道廳ノ監獄并宮城集治監北海道集治監ヲ巡閱ス、五月内務省參事官都築馨六氏四國各縣及大坂府兵庫縣ノ監獄ヲ巡閱ス

六月内務省參事官荒川邦藏氏福岡縣熊本縣大分縣ノ監獄并三池集治監ヲ巡閱ス

八月小松原警保局長長野縣群馬縣茨城縣ノ監獄及警察ヲ巡閱シ長野ニ於テ開設セシ警視廳神奈川縣外九縣ノ獄事協議會ニ臨席ス

一監獄事務協議會 七月上旬大坂府ニ於テ兵庫假留監及京都府外九縣ノ聯合獄事協議會ヲ開キ、八月下旬長野縣ニ於テ警視廳神奈川縣外九縣ノ聯合獄事協議會ヲ開キ、又十月中旬三池集治監ニ於テ九州各縣ノ聯合獄事協議會ヲ開キ以テ執業上ノ打合セヲ爲セリ

一 監獄費國庫支辨 府縣監獄費ヲ國庫支辨ニ復歸スルノ法律案ヲ第二期帝國議會ニ提出セラル然ルニ衆議院ノ容ル、所トナラス終ニ否決ス

一 獄務顧問セーバツハ氏逝ク 氏ハ東奧各縣及北海道諸監獄ヲ巡閱シ歸京ノ後水腫病ニ罹リ腎臟炎ヲ併發シ函根宮ノ下ニ轉地療養シ稍快方ニ赴ケリ故ヲ以テ強テ歸京シ公務ニ從事セント欲スルニ當リ病勢再ヒ革リ横濱ノ獨逸海軍病院ニ入り療養ヲ怠ラザリシモ其効ナク九月廿二日午後三時半溘焉トシテ永逝セリ嗚呼悲矣

一 震災 十月廿八日午前六時過尾張美濃ノ地大ニ震フ愛知縣監獄署同一ノ官支署并ニ岐阜縣監獄署同大垣支署ハ非常ノ破損ヲ蒙リ在監人中死傷セシ者モ擧カテサリシ幸ニシテ逃走セシ者極メテ僅少蓋シ戒護方ノ行届キシ結果ナルヘシ

一 各監獄ノ概況 反獄暴動等アリシヲ開カス困情の獨國博士リヨースレル氏其人なり、氏ハ豫戒令に關する意見中、實に左の一節あり

本令ニ規定スル豫戒ノ制度ハ本人ヲシテ其ノ行爲ノ公共ノ安寧秩序ニ有害ニシテ若シ改悛セサルニ於テハ禁罰ニ處セラルヘキコトヲ前知セシムル一種ノ廣告ナリ此ノ制ハ嘗テ佛國ニ於テナボレオン第三世ノ時新聞紙ニ對シテ實行セシ所ニシテ即チ三タヒ豫戒シテ猶改悛セサル新聞紙ハ政府全ク之ヲ禁止スルヲ得ルノ規定ナリキ云々

リヨースレル博士は唯佛國に於ける一例を舉示したる而已、決して佛國に於ける此の一例の外、歐米諸國に豫戒の制度之なしと斷言したるにはあらざるなり、然るに妄言者は恰かも氏か此の斷言を爲したるやに誤解したるものか、但しは自己の學識を衒はんと欲して殊更に斯く言ひ做したるものか、其邊は深く推究するを要せざれども、若し氏を誤解したるも

外國法令

ハ重テ平穩獄事ノ改良日ニ月ニ其歩武ヲ進ムルヲ見ルノミ

●豫戒制度の先蹤

豫戒令の發布ありてより以來、之を論評し、之に註疏するもの擧からざる中に、我か豫戒令、定むる所の如き豫戒の制度は、歐米諸國未だ曾て之なきものにて其の之ありしは獨り佛國のみ、即ち該國に於てはナボレオン第三世のとき、新聞紙に對し、豫戒の制度を實行したることあれども、其他は一も之を實行したるの先例なしと云ふものあり、是れ何等の妄言ぞや、思ふに此の妄言は歐米諸國の制度をも知委せず、又之か調査をもせず、漫然唯一個の外國博士の言を憑據となし、而かも之を誤解したるに因るものと認めざるを得ず

一個の外國博士とは誰ぞや、即ち余輩が畏敬する所のとせば氏の迷惑此上もなかるべく、若し又然らずとせば妄言者の不學無職を社會公衆に告白するの氣の毒さは兎も角も、延ひて他人をも誤謬に陥るゝの不都合に至りては予輩之を默止することを得ず、乃ち茲に歐洲に於ける制度の先蹤を尋ね、一は以て此等不學無識の徒を誨へ、一は以て世人の誤謬に陥るの不合を豫防せんと欲す、

(未完)

外國法令

○英國爆發物取締法 (承前)

●第七條

(第一項) 檢事總長の許諾なくして公訴を提起すべからざることを本法に定むる犯罪の爲め治安裁判官の面前に於て訴告を受けたるものあるとき、檢事總長の許諾あるに非ざれば刑事訴訟手續の進行を爲すを得ざるものとす、但し呼戻し又は其他の方法に依り被告人の監禁を安固ならしむる爲め治安裁判官の認めて必要なりとする手續は許諾を要するの限に在らず

(第二項) 公訴狀の様式

(第三項) 裁判所の管轄
本法に依り處罰せらるべ

(譯者曰く) 惡意を以て爆發を起し以て人を死に致すは普通法に於ては謀殺と云ふものゝ如し、

有名なる刑法學者ラッセル氏の所説以て徴とすべし而して謀殺罪は則ち死刑に處するの罪とす又同く本法以外の法律に於て本法所定の犯罪に對する刑罰を定むるもの甚く多し一千八百六十年の身體に關する犯罪法（ビクトリア女皇治世第二十四第二十五年法律第百號）及同年の財產に關する犯罪法（同年法律第九十七號）及び一千八百七十五年の爆發物法（ビクトリア女皇治世第三十八年法律第拾七號）即ち是より、爆發物法は別に記載する所あるべし、其他は姑く之を略す

第一條 一千八百七十五年の法律により爆發物を

捜査し及び差押ふることを得
 第一千八百七十五年の爆發物法第七十三條第七十四條
 第七十五條第八十九條及び第九十六條一此數條は爆
 發物の捜査差押及び留置並に沒收及び差押へ若く
 は沒收したる爆發物の處分に關するものとす一は尙
 は本法にも適用し凡そ本法定むる所の犯罪及び收
 沒は一千八百七十五年の爆發物法定むる所の犯罪及
 (第二項) 船長は爆發物を捜査し及び之を爲め容器
 等を破壊するの權あること
 船長又は船主、其の船内に危險物若くは危險の虞あ
 る物件藏匿しかりと思料し、且つ其物件は一千八百
 七十三年の商船法に依り發見の上は直ちに海中に投
 棄すべきものに係るときは、發見の上は直ちに海中に投
 棄する之を搜索し、且つ必要と認むるときは如何なる
 積荷、荷造り物、若くは容器と雖ども之を開披若く
 は破壊することを得
 (譯者同く) 一千八百七十三年の商船法中、本文
 に關する條項は主として第三十三條に在り、本文
 す、而して第二十三條は硝酸、綠礬、石腦油、ベ
 ンゼン、火柴、燐寸、ナイトログリセリンの類
 並に石油其他能質質上危險なる物件に適用するも
 止まる是を以て本文云ふ所は單に此種の物件に
 造するべき器具器械等に至りては本文搜查權等の
 及ばざる所なりとす
 而して船長船主之を發見したる時は該法定むる所に
 依り之を處分するのことに得若くは又之を發見とさるも
 船長船主は之を爲め民事上若くは刑事上の責任を負
 ゐることなかるべし但し物件藏匿を疑ふに充分の理由
 ありて裁判官之に満足したる場合に限る (未完)

(米元)

